

新たな社会経済情勢に即応するための  
地方財務会計制度に関する研究会  
中間報告

令和4年5月

新たな社会経済情勢に即応するための  
地方財務会計制度に関する研究会

## 目次

第1 <u>本研究会の問題意識</u> . . . . .	1
第2 <u>現行制度の基本的な考え方と改正経緯</u> . . . . .	3
1 現行制度の基本的な考え方 . . . . .	3
2 改正経緯 . . . . .	3
第3 <u>地方公共団体の公金の収入・支出事務の委託制限等の見直しについて</u> . .	4
1 公金の収入事務の委託制限 . . . . .	4
(1) 現行制度の概要 . . . . .	4
(2) 見直しの必要性 . . . . .	5
(3) 見直しの基本的な考え方 . . . . .	7
(4) 具体の方向性 . . . . .	8
① 私人委託の対象となる公金の範囲の明確化	
② 受託者等となることのできる者の要件の設定	
③ 決済手段の明確化	
④ 受託者に係る手続等	
⑤ 地方公共団体によるチェック機能等の拡充	
⑥ 個別法令上の制度の取扱い	
2 公金の支出事務の委託制限 . . . . .	11
(1) 現行制度の概要 . . . . .	11
(2) 見直しの必要性 . . . . .	12
(3) 見直しの基本的な考え方 . . . . .	13
3 その他の収入事務の見直し . . . . .	13
(1) 現行制度の概要 . . . . .	13
(2) 見直しの必要性 . . . . .	14
(3) 見直しの方向性 . . . . .	14
第4 <u>今後の検討事項</u> . . . . .	15

## 第1 本研究会の問題意識

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9章において規定される地方財務会計制度は、昭和38年の地方自治法改正において抜本的な見直しが行われ、それ以来今日に至るまで、基本的な枠組みを維持しつつ、地方公共団体の要望等を踏まえて累次にわたり所要の個別の改正が行われてきている。

地方財務会計制度は、地方公共団体に対して要請される財務実務の水準を国の法令により詳細に定めており、地方自治法に定める他の制度と比して規律密度が高い特徴がある。

これは、地方財務会計制度については、①地方公共団体が行財政運営を行う上での基盤となる内部管理規律である側面から透明性・公正性・適法性の確保が要請されていること、②地方公共団体とそれ以外の様々な経済主体との社会経済活動を通じた関わり方について一定のルール化を図ることにより我が国全体としての社会経済活動の効率性・公正性を確保することが要請されていること、③一般の私法人とは異なり、地域の住民から負託を受けて公共活動を行うための原資となる税等の財源の徴収等を行う公法人としての権限を規律することが要請されていることによるものとされている。

しかしながら、このような地方財務会計制度の規律密度の高さは、結果として、社会経済情勢の変化に対応した見直しに際し、国における必要な法令改正に係る検討及び制度改正に時間を要することとなり、社会経済全体としての一般的なニーズと地方財務会計制度の間に実態の乖離やタイムラグが発生してしまう要因となる面もあると考えられる。

昨今の我が国は、人口減少・高齢化等の人口構造の変化が急速に進み、更新時期の到来したインフラの増加や支え手・担い手の減少等の資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化している。また、新型コロナウイルス感染症への対応を通じ、住民に身近な地方公共団体が提供する行政サービスの重要性とともに、デジタル・トランスフォーメーションの必要性が広く認識されてきている。デジタル技術を活用した様々な民間サービスも急速に進展し、普及しているところであり、地方公共団体は、このような社会経済情勢に即応してい

くことが喫緊の課題となっているところである。

そのためには、地方公共団体の諸活動の基盤となっている地方財務会計制度について、昨今の社会経済情勢の実態を十分に踏まえたものとするはもとより、今後のデジタル技術等の進展にも十分に即応し続けていけるような柔軟な仕組みを検討することが求められている。すなわち、地方公共団体が引き続き持続可能なかたちで地域社会を支えることができるよう、これからの時代に即応するため、地方財務会計制度について、地方公共団体の裁量性を確保するために所要の規定の規律密度のあり方に検討を加え、他方で裁量性の拡大に見合ったチェック機能の強化や手続の明確化等の規定の整備を図ることが求められている。

本研究会は、このような問題意識の下、これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として開催することとされたものである。

検討の手順としては、昨今の社会全体のデジタル化の進展等を踏まえ、まずは、民間企業や地方公共団体等からも強い要請が寄せられている「公金の収入・支出委託等の制限の見直し」について検討を進め、本研究会としての見直しの方向性を本中間報告により提言する。その他の事項についても、地方公共団体における政策形成手続や行政運営はもとより社会経済活動全般の効率化を図る観点から、その見直しの方向性について引き続き検討していくこととする。その際、地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の横断的な視点から現行制度を検証して具体的な見直しの方策を検討していくこととするが、以下のような事項については、幅広い議論が必要なため、今後の検討・取組に資するように課題や論点を整理していくこととしたい。

- 予算・決算制度のような国の会計制度との連動が強く要請されている事項
- 入札・契約制度のような官民を通じて利害関係者が多数あり、十分な調整を要する事項
- 長と議会の権限配分に関わる事項

## 第2 現行制度の基本的な考え方と改正経緯

### 1. 現行制度の基本的な考え方

地方財務会計制度は、地方自治法において、会計年度の原則、予算・決算、契約や公金の収納・支出の方法、財産、住民監査請求・住民訴訟、職員の賠償責任等まで広範にわたって詳細な規定が設けられている。これは、地方公共団体の予算の執行権限等の財務行為は長の権限であることを原則としつつ、住民による民主的統制の下、その執行について公正性・公平性・中立性を確保する要請に基づくものである。このことを基本的な考え方として、具体的には以下の7つの目的の下に地方財務会計制度が設けられているところである。

- ① 国・他の地方公共団体との連動の必要性  
(例) 会計年度、予算・決算
- ② 他の地方公共団体との比較可能性の確保の必要性  
(例) 予算調製様式・決算調製様式
- ③ 内部手続の適正性の確保の必要性  
(例) 歳入の調定、歳出の支出命令・支出負担行為
- ④ 他の経済主体との関わりについての規範化の必要性  
(例) 入札・契約、歳入歳出手続（指定金融機関、公金私人取扱いを含む。）
- ⑤ 議会による長の財務行為の監視機能の確保の必要性  
(例) 予算単年度主義、予算・条例等議決事項
- ⑥ 住民による長の財務行為の監視機能の確保の必要性  
(例) 直接請求による監査、住民監査請求、住民訴訟、予算・決算公表
- ⑦ 住民の権利・義務の確保等の必要性  
(例) 手数料等・行政財産目的外使用許可の不服申立て、公の施設

### 2. 改正経緯

地方財務会計制度は、昭和22年に地方自治法が制定された際、従前の市制・町村制、府県制等における定めを踏襲することを基本として設けられたものである

が、戦後の社会経済情勢の急速な変化において、当時の地方財務会計制度の前提としている社会経済活動に対する認識が実情に沿わず時代遅れとなり、ひいては地方公共団体の行政運営に支障を来すこととなった。そのため、地方財務会計制度について、地方公共団体の財務事務の処理の合理性及び能率性を確保する観点からその根本的な見直しを行うことを内容とする昭和38年の地方自治法改正が行われたところである。

その後も、行政財産の貸付け事由の拡大（昭和49年改正、平成18年改正）、公有地信託制度の導入（昭和61年改正）、電子契約への対応（平成14年改正、令和2年改正、令和3年改正）、いわゆるコンビニ収納等の公金徴収等の私人委託制度の拡充（平成15年改正、平成16年改正、平成23年改正、平成29年、平成30年改正、令和4年）、長期継続契約の対象範囲の拡大（平成16年改正）、クレジットカード納付への対応（平成18年改正）、スマートフォンアプリ決済等の電子マネー納付への対応（令和3年改正）等、社会経済活動の進展に沿って、かつ、地方分権の進展に伴って地方公共団体の裁量性を拡大することを基本的な方向性として、国の同様の制度の見直しと併せて、また、構造改革特別区域提案、規制改革要望、地方分権改革提案等における地方公共団体等からの要望を踏まえて改正が行われてきたところである。

しかしながら、これらの改正のように、個別の要請や必要性に基づいて累次の改正が行われてきたところであるものの、昭和38年の抜本的な見直しにより再構築された地方財務会計制度の基本的な枠組みは現在もなお維持されたままとなっている。

### 第3 地方公共団体の公金の収入・支出事務の委託制限等の見直しについて

#### 1. 公金の収入事務の委託制限

##### (1) 現行制度の概要

地方公共団体は、地方自治法第243条において、法律又は政令に定めがある場合を除き、公金の徴収又は収納の権限を私人に委託し、又は私人をして行

わせてはならないこととされている。その上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項各号に掲げる歳入の徴収又は収納の事務について、同令第158条の2第1項各号に掲げる歳入の収納の事務について、その他の地方公営企業法（昭和27年法律第292号）や国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の個別法に定めるところによる徴収又は収納の事務について、原則として禁止されている私人による公金の徴収又は収納の事務の委託を認めることが規定されている。

これは、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公正な取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合であって、地方公共団体自体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方がより適切であると考えられるものについて、一定の限度で私人による公金の取扱いを認めることとしているものである。

なお、ここでいう徴収は、地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいうものであり、一方、収納は、調定及び納入の通知のあった地方公共団体の収入を受け入れる行為をいうものであって、収納は徴収の概念に含まれるものである。

## （2）見直しの必要性

我が国の社会経済活動全般の効率化が求められている中、社会全体のデジタル化の推進は急務である。住民の利便性の向上を図り、かつ、地方公共団体の公金の取扱いに関する事務の効率化を図るためには、いわゆるコンビニ収納の拡充やスマートフォンアプリによる決済手段等の電子マネーに対応するための制度の整備等、地方分権改革提案等を通じて公金の取扱いに関する制度の見直しについて地方公共団体等から要望が寄せられており、これに基づいて、地方公共団体の歳入について私人に委託することができる範囲を拡大する等の見直しをすることが必要である。

地方公共団体の公金の徴収又は収納の場面において、地方公共団体以外の者に行わせることとしている一般的な制度としては、地方自治法第243条に基づく私人委託制度とともに、地方自治法第231条の2の2等に基づく指定納

付受託者制度がある。私人委託制度は、地方公共団体から歳入の収納等の事務の委任を受けた者が地方公共団体の権限を代位して納入義務者等に対して当該収納等の事務を行うものとする法的な性質を有するものである。これに対して、指定納付受託者制度は、納入義務者等の地方公共団体に対する納付事務を納入義務者等が指定納付受託者に委任し、当該委任を受けた指定納付受託者が納入義務者等を代位して地方公共団体に歳入を納付することとする法的な性質を有するものである。両者にはこのような制度的な違いがあり、それぞれの制度趣旨に起因する以下のような特徴と制約がある。したがって、先述の地方公共団体等から寄せられている要望に対応するためには、これらの制度について、適正な運用を確保しつつ効果的に活用されるよう、所要の改善が求められているところである。

- ・ 私人委託制度：現行制度では歳入の範囲が限定列挙されていること。他方で、納入義務者から見ると、委託先に納付した時点において納付の効果が生じたものと取り扱われること。
- ・ 指定納付受託者制度：私人委託制度のように対象となる歳入の範囲に制限がなく、スマートフォンアプリ決済やこれに付随して提供されるポイント等の多様な決済手段に対応しうること。他方で、納入義務者から見て決済手段を利用した時点において直ちに地方公共団体への納付の効果が生じたものと取り扱うことができず、納付の委託をした時点で完納を証する納税証明書等の発行をすることはできないこと。

このうち、指定納付受託者制度については、令和4年1月4日から施行されてから間もないことから、引き続き、地方公共団体への周知や技術的な助言等による円滑な施行を図りつつ、地方公共団体における運用の実態を注視していくべきである。したがって、まずは、制度の対象となる歳入の範囲が限定されている私人委託制度の見直しを図ることが適当である。

なお、私人委託制度については、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、現行制度の下、地方公共団体からの要望を踏まえて、私人に収納事務を委託することができる歳入の範囲



を拡大するための地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第46号）が令和4年2月24日から施行された。これにより、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利得による返還金並びに分担金、負担金及び過料に係る延滞金並びに負担金、不動産売払代金、損害賠償金及び不当利得による返還金に係る遅延損害金の収納の事務を私人に委託することができることとされたところであるが、今後のニーズに柔軟に対応しうる制度とするために、更なる見直しが検討されるべきである。

### （3）見直しの基本的な考え方

地方公共団体は法律又は政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならないことが原則とされている。この原則それ自体については、公金の取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期する観点及び地方財務会計制度全般に通ずる公正性・厳正性の水準を維持する観点からこれを存置することが必要と考えられる。その上で、今後の社会ニーズに柔軟に対応しつつ、より地方公共団体の制度活用の利便性を向上させていくことを基本として、更なる公金取扱いの利便性を向上させるための以下の見直しを行うべきである。

基本的な見直しの方向としては、

- (a) 徴収事務については、①賦課決定等と密接な関連性のある調定のほか納入の通知を含むものであること、②歳入の性質・根拠は、法律又は政令で規定されているものもあり、その徴収事務を私人に委託することができるかどうかは当該歳入を定める法律又は政令の規定に基づく判断が必要であることから、現行制度のとおり、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合に限り私人に委託できることとする。
- (b) 一方、収納事務については、調定及び納入の通知を含まないものであり、現行制度においても地方税、放置違反金等の公権力の行使を含み得る歳入についても収納事務に限って私人に委託することとしていることを踏まえ、取り

扱うことができる歳入の範囲について地方公共団体側の一定の裁量を認めることとするように見直す。

(c) (a)及び(b)のように、私人委託制度の対象となる歳入の範囲を拡大する等の公金の徴収・収納事務の私人委託制度の拡充を図るに当たっては、今後の活用を促進する観点から、現行制度と同等以上の公正性・厳正性を確保することを基本としつつ、徴収・収納事務の双方に共通する仕組みとしてチェック機能を明確化することが適当であることから、以下のような新たな措置・手続等を設ける。

#### (4) 具体の方向性

##### ① 私人委託の対象となる公金の範囲の明確化

###### 【徴収事務】

徴収事務の私人の委託については、先述のとおり、現行制度と同様にこれを原則として禁止することとし、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合に限り、これを認めることとすべきである。

この場合、個別法令によらない歳入については、現行制度と同様に、地方自治法施行令で規定する歳入についてその徴収事務を委託することができることとすべきである。

###### 【収納事務】

一方、収納事務については、私人に委託することができる公金（歳入及び歳入歳出外現金）の範囲の制限を緩和し、地方公共団体の判断により私人に委託をすることができる公金の範囲を決定することができることとすべきである。

私人に委託をすることができることとする公金の範囲の制限を緩和する際には、指定金融機関制度が公金取扱いの制限の解除の例として議会の議決を経て指定されていることを参考に、条例に規定する方式をとるべきである。

また、実際の委託に当たっては、住民への周知を図り透明性を確保する観点から、受託者や当該受託者に収納事務を委託する公金の範囲等を個別に公示その他の住民に対してわかりやすい方法により公表することとすべきである。

## ② 受託者等となることのできる者の要件の設定

現行の地方自治法施行令第158条の規定においては、徴収・収納事務を私人に委託することができる者についての要件は規定されていないが、法令により特定せずに地方公共団体の裁量により広範に私人に収納事務を委託することができることとする場合には、受託者となることのできる者についての要件を設けることとすべきである。

また、現行制度上、徴収・収納事務の受託者は、当該徴収・収納事務を第三者に再委託することはできないと解釈されており、現状の私人委託制度の運用の実態として、三者契約等に基づいて地方公共団体から各当事者に対し収納事務をそれぞれ委託している方式が見られるが、収納事務を受託した者は、地方公共団体から委託を受けた収納事務について、第三者に再委託を行うことができることを法令の規定により明確にするとともに、再委託について地方公共団体の承認を求める等の規定を置くべきである。

収納事務の再委託についての規定を設けることとする場合、現在の私人委託制度の運用に鑑みると、利用者側から最初に公金の収納を受託者等が受けた時点において公金の納付の効果が生じたものと取り扱われる運用がされていることからすると、再委託先にも受託者と同程度の制限を設けることが必要と考えられることから、受託者から再委託を受託する者についても受託者と同様の要件を設けることとすべきである。

## ③ 決済手段の明確化

指定納付受託者制度においては、指定納付受託者が納付者の委託を受けて地方公共団体に歳入等を納付するものとしており、指定納付受託者が地方公共団体の指定する日までに歳入等を納付したときに、指定納付受託者等が納入義務者の委託を受けた日に遡及して納付があったものとみなすこととされ

ている。したがって、クレジットカードサービス、ポストペイ方式（割賦販売法（昭和36年法律第159号）に基づく後払による決済手段を提供する方式）を含めて、様々な決済手段による納付を行うことが可能となっている。

その一方、私人委託制度においては、地方公共団体を代理する立場として公金を取り扱っていることから、私人による収納がされた時点において直ちに地方公共団体に収納があったものとして取り扱うこととなるものであり、この制度の性格上、現時点において取り扱うことの適当な決済手段に限って私人委託制度で活用することができるものとするのが適当である。このような観点から、私人委託制度で活用することができる決済手段については、収納の効果が即時に及ぶに相応しい決済手段として、現金及びプリペイド方式（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に規定する前払式支払手段）に限定することとすべきである。

#### ④ 受託者に係る手続等

現行制度のうち、受託者による公金収納の手続等に関して規律している以下の規定は存置すべきである。

- ・ 受託者は、納入通知書等に基づかなければ公金の収納をすることができないこととすること（地方自治法施行令第158条の2第2項）
- ・ 受託者は、収納を受けた公金を指定金融機関等に払い込むこととすること（地方自治法施行令第158条の2第6項において準用する同令第158条第3項）

#### ⑤ 地方公共団体によるチェック機能等の拡充

現行制度において、受託者に対する地方公共団体のチェック機能としては以下の規定があり、これらは存置すべきである。

- ・ 会計管理者による定期・臨時の検査（地方自治法施行令第158条の2第3項）
- ・ 会計管理者による措置要求（地方自治法施行令第158条の2第4項）

- ・ 会計管理者に対する監査委員の報告要求（地方自治法施行令第158条の2第5項）

また、地方公共団体の裁量と受託者に取り扱わせることができる公金の範囲が拡大されることに伴い、公金の取扱いの公正性・厳正性の水準を確保する観点から、上記の規定以外に、地方公共団体による監視・監督機能を強化するため、再委託先の監視・監督機能に関する規定を設けることとするほか、指定納付受託者制度の取扱いと同等にする観点から、受託者の帳簿保存義務、法定の契約解除権等に関する規律を設けるべきである。

## ⑥ 個別法令上の制度の取扱い

地方自治法及び地方自治法施行令以外の個別法令の規定を根拠として私人に徴収・収納事務を委託することができることとしているもののうち、収納事務に限ったものについては、一般法としての地方自治法及び地方自治法施行令に基づく対応が可能となることに伴いその意義を失うものであることから、廃止することを基本とすべきである。また、個別法令において、徴収事務の委託について規定するものについても、実態上、収納事務のみを委託することとして支障がないものについては廃止して地方自治法及び地方自治法施行令に基づく新たな収納事務の私人委託制度によることとすべきであり、実態上も調定や納入通知まで私人に委託する趣旨を定めるものについてのみ個別法令の規定を存置することとすべきである。

## 2. 公金の支出事務の委託制限

### (1) 現行制度の概要

地方公共団体は、地方自治法第243条において、法律又は政令に定めがある場合を除き、公金の支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならないこととされるとともに、地方自治法施行令第165条の3第1項において、原則として禁止されている私人による公金支出事務の取扱いを一定の経

費に限って認めることを規定している。

これは、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、公金の取扱いに関する事務の公正とともに効率性・経済性も確保されることから、地方公共団体自身が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方が適切であると考えられるものについて認められているものである。

支出事務を委託することができる経費として地方自治法施行令第165条の3第1項において規定されているものは、具体的には、外国において支払をする経費、遠隔の地等において支払をする経費、報奨金、生活扶助費、非常災害のため即時支払を必要とする経費等である。これらは、住民の便益の増進を図る目的や会計事務の効率化という実務上の要請に基づいており、また、支出額や支払先（契約の相手方）に関する限定のないものもある一方、支出額や契約の相手方が確定しているものもあり、様々な性質の経費が定められている。

なお、ここでいう支出事務は、支出負担行為、支出命令及び支払の概念を包括するものである。支出事務の委託を受けた私人は、交付を受けた資金の目的に従って、債務を負担し、その債務を履行するために正当な債主に対して支払をすることとなるものであり、地方公共団体は支出事務として支出負担行為、支出命令及び支払の事務の全部又は一部を私人へ委託することができることとされている。

## （2）見直しの必要性

上記「1. 公金収入事務の委託制限」において、地方公共団体の収入事務について委託制限の見直しの方向性を提示したところであるが、地方自治法243条は、徴収・収納とともに支出についても私人委託は制限されるべきことを規定している。したがって、収入事務について見直すとともに、支出事務についても社会経済情勢の変化に即応し、地方公共団体のニーズに応じて柔軟に対応できる仕組みとすることが考えられる。

例えば、昨今、新型コロナウイルス感染症対策としての各種給付金を給付するに際して、地方公共団体から住民に対して遅滞なく支出事務を行うためには地方公共団体以外の者を活用すべきであるとの指摘がされたものの、支出事務

の委託ができる経費を限定する等の制限が設けられていることから十分に活用されなかった経緯がある。このことから、支出事務の私人委託制度の拡充についても一定の社会的要請はあるものと考えられる。

### (3) 見直しの基本的な考え方

現行制度において、支出事務を私人に委託することができる経費としては、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確にならず、支出事務の公正とともに効率性・経済性が確保できる場合であって、地方公共団体自体が公金を取り扱うよりも私人に取り扱わせた方がより適切であると考えられるものとして、外国において支払をする経費等が地方自治法施行令第165条の3第1項において個別に規定されている。

一方、支出事務の委託については、あらかじめ資金を交付して受託者をして支出をさせようとするものであることから、徴収・収納事務の委託と比較して、受託者の恣意的な支出が行われることにより地方公共団体が損害を被る蓋然性が高いことは否定できない。

したがって、現行制度の基本的な考え方を維持した上で、地方公共団体の実務上の要望がある経費であって、私人に支出事務の委託をすることが支障のないものを地方自治法施行令第165条の3第1項に追加して規定することを基本としつつ、支出事務を委託することができる経費の拡大について、地方公共団体の実際の要請を踏まえた検討を進めることが適切である。

## 3. その他の収入事務の見直し

### (1) 現行制度の概要

地方自治法において、地方公共団体の歳入の収入についての収納方法は、現金によることを前提とし、それに代わる手段として、証紙による収入（地方自治法第231条の2第1項）、口座振替（同法第231条の2第3項）、証券をもってする納付（同法第231条の2第3項）、証券の取立て・納付の委託（同法第231条の2第5項）が認められている。

## (2) 見直しの必要性

例えば、口座振替については、地方自治法施行令第155条の規定により、納入義務者が当該地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けている場合に限り、口座振替の方法による納付をすることができることとされている。

この規定は、この規定が設けられた昭和38年当時においては、金融機関間の為替取引を行うためのコルレス契約を個別銀行間で締結しなければならない状況を踏まえたものであるが、その後の全国銀行データ通信システムの稼働(昭和43年)、全国銀行内国為替制度の発足(昭和48年)を通じて、個別銀行間のコルレス契約の締結がなくても、全国の金融機関間の口座振替等の為替取引が可能な環境が整備された。よって、この規定については、先述の環境の変化を踏まえたものとすべきである。

このほかにも、現行の地方財務会計制度が確立された昭和38年当時から、金融取引等の社会活動はIT等の活用を経て高度化してきていることを踏まえて、公金の収入・支出の事務の選択肢を拡充することを検討すべきである。

## (3) 見直しの方向性

口座振替の方法による納付については、指定金融機関等に納入義務者の預金口座がある場合のみに認められているものであるが、指定金融機関等に限定せず、口座振替の方法を認めることも検討すべきである。また、ATM等からの口座振込についてもその具体の運用方法を含め認めることを検討すべきである。

ただし、これらの見直しは、指定金融機関等の権能に関わるものであることから、見直しに当たっては、地方公共団体における公金の取扱いに関する事務の実態を十分に把握するとともに、指定金融機関等側の意向を十分に踏まえた上で行われるべきである。



## 第4 今後の検討事項

上記「第3 地方公共団体の公金の収入・支出事務の委託制限等の見直しについて」で述べてきた本研究会としての提言においては、いずれも地方自治法や地方自治法施行令について一定の改正等が必要になるとともに、現在の地方公共団体の実務に大きな影響を与え得るものである。よって、提言の実現に向けては、さらに法制上の整理を進めるとともに、実務上の課題について地方公共団体をはじめとする関係者の意見を十分踏まえて行う必要がある。

なお、本研究会においては、今回の提言の中に検討の余地がなお残されているものがあるとの指摘もあった。

例えば、私人委託制度と指定納付受託者制度との間においては納入義務者からの納付があったと取り扱われる時点に相違のあることに関連して次のような点が指摘された。すなわち、指定納付受託者制度における納付の効果の発生について、指定納付受託者から地方公共団体に支払があったときに、納付者から指定納付受託者に納付の委託をした時点で遡及をして納付がされたとされている点については、納税証明書等の地方公共団体の歳入について完納されたことを証する証明書を納付の委託のあった時点で発行することができない等、納付者の利便性の向上を図る観点から検討の余地が残されていることは否定し得ない。

しかしながら、一般の商取引におけるクレジットカードサービスやポストペイ方式のように利用者の後納を前提としている決済手段について、当該後納があるまでの間、クレジットカード事業者等に商品の所有権が留保される等の取扱いがされている現状を踏まえるならば、クレジットカードサービス等の後納の決済手段においては利用者の未納等がある可能性をクレジットカード事業者等がリスクとして評価し、これを前提としていると捉えられるものと考えられる。このような一般の商取引上の取扱いに鑑みれば、提言のとおり私人委託制度で活用することができる決済手段について現金等に制限することはやむを得ないものの、このような取引実態について一般の商取引に関する制度上及び運用上の改善が図られた際には、私人委託制度と指定納付受託者制度の両者の見直しを図る必要があらう。

更に、私人委託制度において、受託者に起因して地方公共団体に損害が生じるような場合の受託者に対する賠償責任とその手続を法定することも検討の対象となり得るのではないかと指摘もあった。私人委託制度における地方公共団体と受託者との間の委託契約は、他の契約一般と同様に一般の私法上の契約として締結されているところであり、法律の規定に基づいて受託者やその従業員に対して賠償責任を負わせる等の厳格な責任を求めること、例えば、地方自治法第243条の2の2の規定を適用すること等については、地方公共団体の契約全般に関する契約の相手方に係る損害賠償責任のあり方にも関わるものであることから、慎重に検討されるべきであろう。

いずれにしても、本中間報告をもとに、新たな社会経済情勢に即応する地方財務会計制度の検討が着実に進められるよう期待するとともに、本研究会としても引き続き、地方財務会計制度の規律密度を緩和する等の横断的な視点から現行制度を検証して具体的な見直しの方策を検討していくこととする。

## 参考資料 目次

参考資料 1	研究会開催要項、構成員名簿	18
参考資料 2	研究会開催実績	20
参考資料 3	地方財務会計制度の仕組み	21
参考資料 4	地方公共団体の財務会計制度に関する規範の範囲	22
参考資料 5	地方財務会計制度関連法規の規定レベル	23
参考資料 6	地方財務会計制度の目的	24
参考資料 7	地方公共団体の財務会計制度の特徴と傾向	25
参考資料 8	昭和38年の地方自治法改正について	28
参考資料 9	財務会計制度の改正の傾向	30
参考資料 10	財務会計制度に関する議論について	36
参考資料 11	近時の財務会計制度の見直しに関する要望等	44
参考資料 12	公金取扱いの私人委託制度の経緯	47
参考資料 13	私人の徴収又は収納の委託が可能な歳入費目	51
参考資料 14	個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例	52
参考資料 15	個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例	55
参考資料 16	地方公営企業法の私人委託の考え方	62
参考資料 17	徴収と収納の関係	63
参考資料 18	地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている諸制度の比較	64
参考資料 19	私人委託制度と指定代理納付者制度(指定納付受託者制度)の特長の比較	67
参考資料 20	私人委託制度による収入の例	68
参考資料 21	指定代理納付者制度による納付の例	70
参考資料 22	決済サービスの仕組みの例	72
参考資料 23	地方公共団体の財務行為に対するチェック体制	75
参考資料 24	長が執行する財務行為に関する基本的な役割分担	76
参考資料 25	現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置	77
参考資料 26	指定金融機関制度の性格	85
参考資料 27	国庫金に係る預金制度の特色	86
参考資料 28	金庫制度・指定金融機関制度 関係条文	87
参考資料 29	指定金融機関制度が預金制度であることを前提とした出納に関する規定	90
参考資料 30	国庫金に関する規定	91
参考資料 31	全国銀行データ通信システムについて	94

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

## 開催要綱

## 1. 開催趣旨

これからの社会経済情勢の変遷に地方公共団体が的確に即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として研究会を開催する。

## 2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

## 3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

## 4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は原則非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、議事録を作成し、速やかに公表することとする。ただし、配付資料及びこの議事録について、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。
- (4) (3)により、配付資料及び議事録を非公表とする場合には、議事要旨を作成し、公表するものとする。

## 5. 開催期間

令和3年4月から開催する。

## 6. 庶務

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課が行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

構成員名簿

(構成員)

いしかわ 石川	けいこ 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授
かたぎり 片桐	なおと 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授
きむら 木村	たくまる 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
こにし 小西	あつし 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
たかはし 高橋	しげる 滋	法政大学法学部教授
たてべ 建部	みやび 雅	成蹊大学法学部教授
やまもと 山本	りゅうじ 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科教授

(※五十音順、敬称略)

## 新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会

### 開催実績

○令和3年 4月26日 第1回研究会

- ・見直しの視点・方向性、検討の進め方について

○令和3年 6月 7日 第2回研究会

- ・見直しの視点・方向性、検討の進め方について

○令和3年 7月26日 第3回研究会

- ・キャッシュレス決済サービスの安全性確保措置等の現状について  
(決済サービスコンサルティング株式会社 宮居代表からの意見聴取)

○令和3年 9月 8日 第4回研究会

- ・公金の収入・支出手続の見直しの方向性について (私人委託制度① (収入①))

○令和3年10月15日 第5回研究会

- ・公金の収入・支出手続の見直しの方向性について (私人委託制度② (収入②))

○令和3年12月24日 第6回研究会

- ・公金の収入・支出手続の見直しの方向性について (私人委託制度③ (収入③))

○令和4年 2月 8日 第7回研究会

- ・公金の収入・支出手続の見直しの方向性について (私人委託制度④ (支出)、口座振替等)

○令和4年 3月23日 第8回研究会

- ・中間報告案について

# 地方財務会計制度の仕組み

## 地方公共団体

### 民主的統制の保障

#### 議会

予算に係る議決、総計予算主義の原則、決算の認定  
 使用料等の徴収、契約の締結※、財産の取得及び処分※、権利の放棄  
 ※一定基準以上のもの

#### 住民

住民監査請求、住民訴訟

### 独立した機関によるチェック

#### 監査委員

- 財務監査
- 決算審査
- 出納検査
- 指定金融機関等の監査
- 住民監査請求による財務監査
- 職員の現金・物品等の損害事実の有無の監査

長（会計命令機関）

- 予算編成
- 財産管理（公有財産、物品、債権、基金）
- 決算の公表
- 財政状況の公表

#### ○予算執行

（収入） ・調定 ↓ ・納入通知	（支出） ・支出負担行為 ↓ ・支出命令
---------------------------	-------------------------------

・収納 例） 地方税、分担金、 使用料、手数料等	・支出 <sup>（※）</sup> 例） 補助金、負担金、 支払代金等
-----------------------------------	---

※会計管理者は、①当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと、②当該債務負担行為に係る債務が確定していること、を確認しなければならない。

会計管理者（会計執行機関）

- 現金の保管
- 決算調製

民間企業等

調達

支払代金等

指定金融機関等

公金の  
出納・保管

外部監査

- ・包括外部監査
- ・個別外部監査

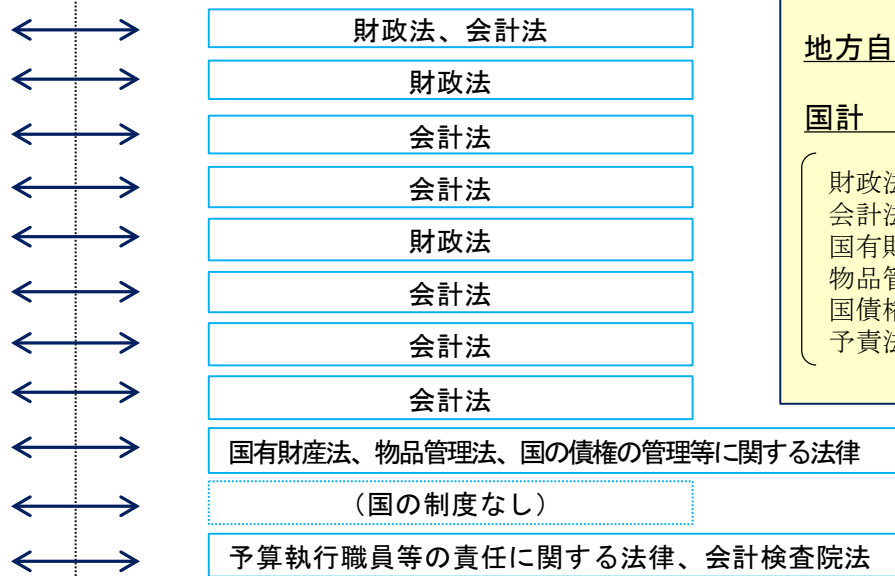
# 地方公共団体の財務会計制度に関する規範の範囲

## 地方自治法

### 第9章 財務

- 第1節 会計年度及び会計の区分
- 第2節 予算
- 第3節 収入
- 第4節 支出
- 第5節 決算
- 第6節 契約
- 第7節 現金及び有価証券
- 第8節 時効
- 第9節 財産
- 第10節 住民による監査請求及び訴訟
- 第11節 雑則（職員の賠償責任等）

（地方自治法の財務に対応する国の主な法律の例）



### 財務関係法律の条数

地方自治法	63条
国計	270条
（	）
財政法	54条
会計法	69条
国有財産法	53条
物品管理法	41条
国債権管理法	40条
予責法	13条

委任

## 地方自治法施行令

## 地方自治法施行規則

委任

### 条例

〇〇特別会計条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、財産の交換・譲与・無償貸付等に関する条例、行政財産の使用料に関する条例、〇〇基金条例、手数料条例、証紙条例、財政状況の公表に関する条例 等

### 規則

財務規則、補助金等交付規則 等

国の法規

地方公共団体の法規

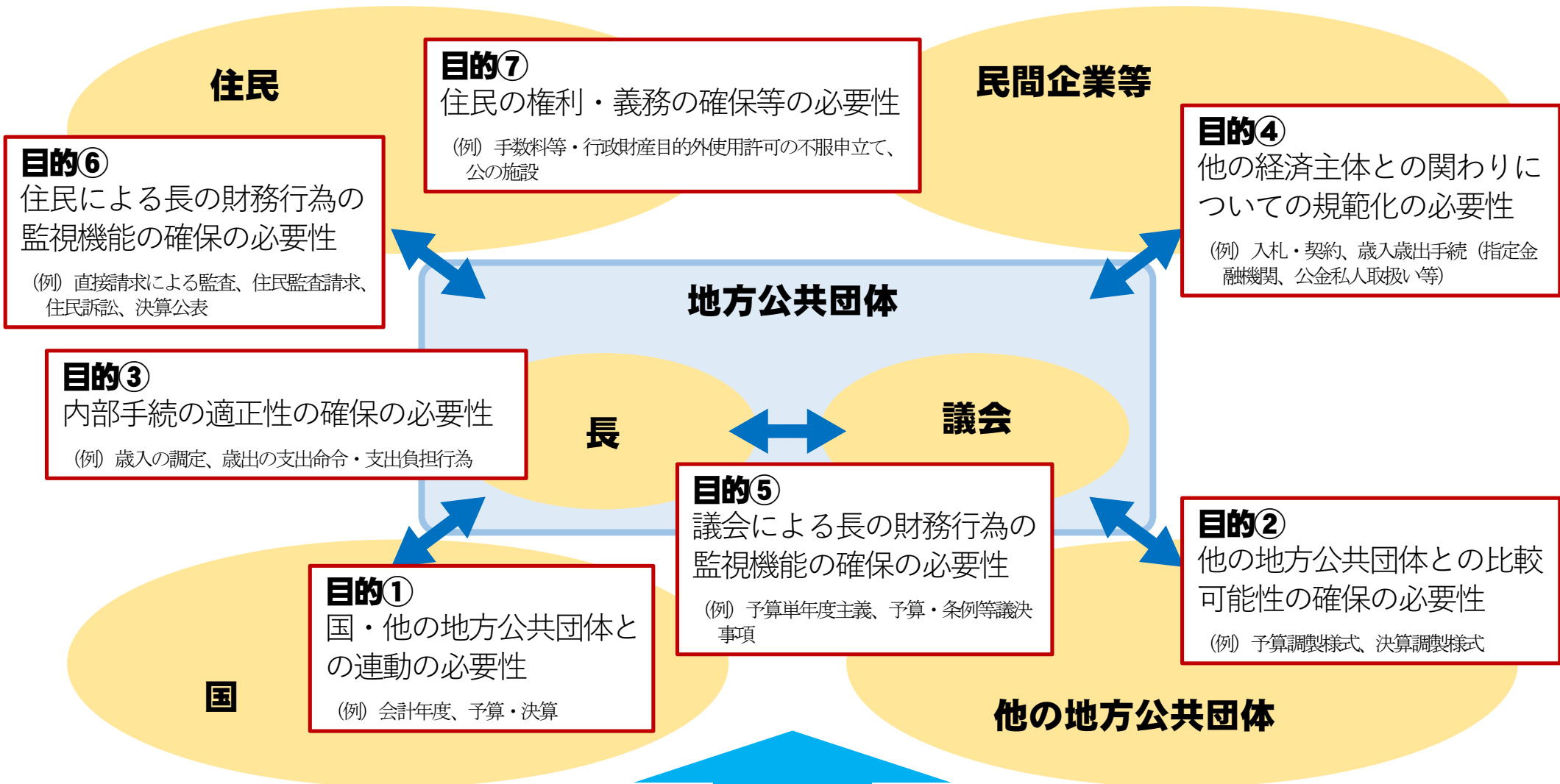


# 地方財務会計制度関連法規の規定レベル

		予算	契約	長期継続契約	公金管理	公有財産
国	<b>法律</b> (地方自治法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度独立の原則</li> <li>・総計予算主義</li> <li>・予算の内容・調製・議決</li> <li>・補正予算、暫定予算等</li> <li>・予算執行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約手続の種類</li> <li>・一般競争入札原則</li> <li>・最低価格落札等原則</li> <li>・入札保証金</li> <li>・契約書作成の成立手続</li> </ul>	長期継続契約の種類 (例) ・電気・ガス・水道・電気 通信役務等 ・ <b>政令で定める契約</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>収入・支出手続</b></li> <li>・<b>公金の私人取扱いの原則禁止</b></li> <li>・<b>指定金融機関</b></li> <li>・歳入歳出外現金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有財産の範囲</li> <li>・<b>行政財産の私権設定原則禁止、貸付可事由</b></li> <li>・普通財産の無償貸付けの 条例等</li> </ul>
	<b>政令</b> (地方自治法施行令)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度区分の基準</li> <li>・予算に関する説明書</li> <li>・<b>歳入歳出予算の款項区分</b></li> <li>・<b>予算執行の目節区分</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般競争入札手続 (資格要件、入札・落札決定、総合評価、最低制限価格等)</li> <li>・指名競争入札・<b>随意契約の要件・手続</b></li> </ul>	物品借入れ・役務提供の契約で、翌年度以降も契約を締結しなければ事務の取扱いに支障を及ぼすもので条例に委任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>収入・支出手続</b></li> <li>・<b>使用料等、税の収納事務の私人取扱い</b></li> <li>・<b>指定金融機関の指定等</b></li> <li>・歳入歳出外現金の定義</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政財産貸付け可事由の 細則</li> </ul>
	<b>省令</b> (地方自治法施行規則)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>予算調製の様式</b></li> <li>・<b>款項目節の区分基準</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子契約による契約書作成の場合の手続</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他法令以外の歳入歳出外現金の種類</li> </ul>	
地方公共団体	<b>条例</b>			長期継続契約の対象契約 (例) ・OA機器のリース契約 ・庁舎管理契約		<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通財産の無償貸付けが できる場合</li> </ul>
	<b>規則</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成手続</li> <li>・予算執行計画、配当手続</li> <li>・予算流用手続</li> <li>・会計管理者への通知等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札手続</li> <li>・予定価格の決定方法</li> <li>・契約書の作成、契約締結・解除手続</li> <li>・契約保証金</li> </ul>	※条例からの委任で細則を規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入・支出手続の細則</li> <li>・指定金融機関との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得・廃止手続の細則</li> <li>・用途変更手続</li> <li>・管理方法の細則</li> </ul>

※下線部・太字部分は改正要望が多いもの

# 地方財務会計制度の目的



住民への説明責任を果たす観点から、住民による民主的統制の下、長の財務行為の公正性・公平性・中立性を確保

# 地方公共団体の財務会計制度の特徴と傾向①

～公正性・公平性・中立性の水準の在り方～

- **地方公共団体は全体として我が国の一つの大きな経済主体**であり、地方公共団体の財務会計制度は地方公共団体に関わる経済活動について、その当事者である住民、地方公共団体（長、議会等）、民間企業等における共通ルールとなるものであり、その在り方は**当事者それぞれの利害に密接に影響を及ぼすものであって、当事者それぞれにとって関心が高いもの**。
- 現在の地方財務会計制度で求められている**公正性・公平性・中立性の水準の確保を原則として、その利害関係の調和を図るために、地方財務会計制度において詳細の取扱いを定めているところ**。
- したがって、現在の地方財務会計制度で求められている公正性・公平性・中立性の水準を確保することを前提としている限り、それぞれの立場からの**利害関係や関心が高まるほど、地方財務会計制度において、その調整のための国の法規による取扱いの定め**の規律密度は高くなる傾向にある。

全国共通ルール化

地方公共団体独自ルール化

高 ← 国の法令の規律密度 → 低

・公正性・公平性・中立性の担保

高

- ・国の説明責任 **高**
- ・長等の説明責任 **低**
- ・長等の自由度 **低**
- ・運用 **硬直**
- ・大企業 **有利**
- ・全国的な民間経済活動 **効率化**

現行の公正性等の水準を確保した上で多様な要請のために詳細に定めていくことで、国の法規による規律密度が高くなる傾向

・公正性・公平性・中立性の担保

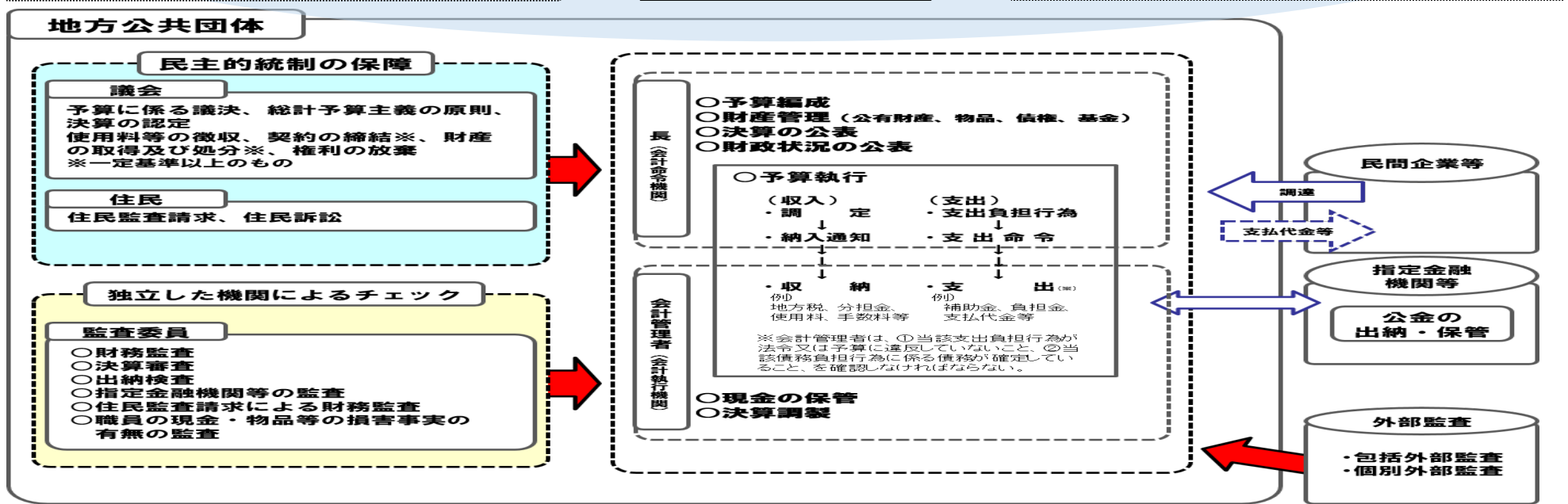
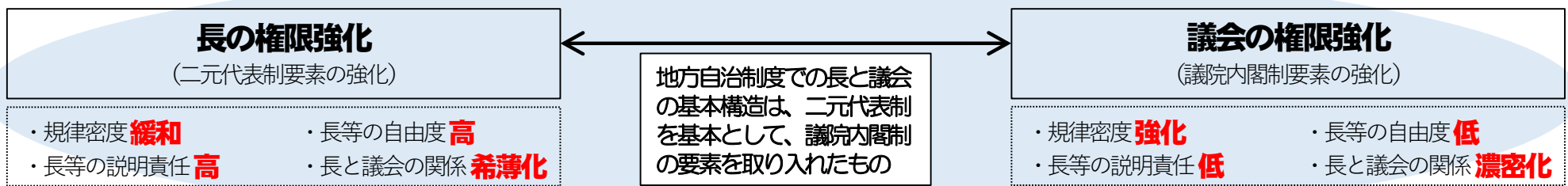
低

- ・国の説明責任 **低**
- ・長等の説明責任 **高**
- ・長等の自由度 **高**
- ・運用 **柔軟**
- ・地元中小企業 **有利**
- ・全国的な民間経済活動 **非効率化**

# 地方公共団体の財務会計制度の特徴と傾向②

～長と議会の基本構造の在り方～

- 地方公共団体の財務に関する事務の執行は長の専属的権限であることを基本としつつ、これを一定の財務行為に関する条例・議決事項等の監視機能が議会の役割とされているほか、監査委員・外部監査人による監査によるチェックや住民による住民監査請求等のチェックをする仕組みがあるところ。
- 特に議会は、長とともに公選により選出される二元代表制を構成する機関であり、相互に民主的正統性を有するものであることから、両者の権限バランスに十分な留意を図る必要があるもの。



# 地方公共団体の財務会計制度の特徴と傾向③

～社会経済情勢への即応性～

- 地方公共団体の財務会計制度は、地方公共団体と住民や民間企業等の経済活動に関するインターフェースの在り方を定めるものでもあることから、**我が国全体の社会経済活動の情勢、特に民間企業等の経済活動やICT等の技術の進展を十分に踏まえる必要。**
- 現在の**財務会計制度は、昭和38年（1963年）に抜本的な見直し**が行われてから今日に至るまで地方公共団体の要望等を踏まえて所要の改正が行われてきたものの、必要な法令改正に係る検討・制定に時間を要することとなり、**社会経済活動の進展に即応できず、社会経済情勢の一般的なニーズと財務会計制度の間に乖離やタイムラグが発生**してしまっているところ。

(主な制度改正)

時期	改正内容
昭49 (1974)	行政財産について、一定の場合における貸付け、地上権の設定を可能とした。 随意契約が可能である要件として、契約額が少額である場合を追加
昭57 (1982)	保管することのできる歳計外現金として災害見舞金を追加 地域要件・技術適性の有無を入札参加者資格として設定することを可能とした。
昭61 (1986)	公有地信託制度を導入
平11 (1999)	総合評価落札方式を導入
平14 (2002)	契約書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備
平15 (2003)	徴収等委託を受けた私人からの会計管理者が提出する計算書や競争入札における入札書を電磁的記録によって作成する場合の規定を整備
平16 (2004)	長期継続契約の対象として、契約の性質上必要なものを条例で定めるものを追加
	支出命令の方法を明文化
	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として、「物品売払代金」を追加
	資金前払・支出事務の私人への委託を行うことのできる経費の範囲を拡大
	随意契約が可能である要件として、一定の手続きより身体障害者更正施設から物品を買い入れる場合等及び新商品として生産された物品を買い入れる場合を追加

時期	改正内容
平18 (2006)	指定代理納付者による歳入の納付(公金のクレジットカード納付をすることができることを明確に規定するとともに、公金納付時期の特例を規定 行政財産である庁舎の余裕スペース等について貸付けを可能とした。
平23 (2011)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「寄附金」を追加
	随意契約が可能である要件として、障害者自立支援施設等と同様の活動を行っている地方公共団体の長が認めた者からの物品の購入等を行う場合を追加
	電子入札における入札に関係のない職員の出札の義務付けを廃止
平26 (2014)	一般競争入札等に参加させることができない者・参加させないことができる者を追加
平27 (2015)	随意契約が可能である要件として、認定生活困窮者就労訓練事業により生じる物品等の調達を行う場合を追加
平29 (2017)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「延滞金、遅延損害金」を追加
平30 (2018)	私人へ徴収又は収納の委託のできる歳入として「地方税に係る督促手数料、延滞金、滞納処分費等」を追加
令3 (2015)	指定代理納付者制度を見直し、クレジットカード納付に限定せず、スマートフォンアプリ決済等の電子マネー等による歳入の納付をすることができる指定納付受託者制度を導入

## 1. 趣旨・目的

地方公共団体の組織及び運営の合理化を図ることにより、地方公共団体における行政の能率と公正を確保することを基本的な狙いとしたものであって、**改正の目的は、現行の地方財務制度の不備を改善し、整備することにあつた。**

**地方公共団体の財務制度は、明治以来の制度をそのまま踏襲しているものが少なくなく、実情にそわなかつた。時代の進歩に遅れている**個所も出てきており、したがって、これを根本的に検討、改善することにより、**地方公共団体の内部管理事務の処理体制と処理方法を近代化し、あわせて新しい時代の住民生活の要請**に応え、もって**地方自治の適正かつ能率的な運営の確保**を目的としたもの。

## 2. 改正のポイント

- ・ **議会、地方公共団体の長の職務権限、出納長及び収入役の職務権限、監査に関する規定を整備**
- ・ **政令で定める基準に従い条例で定める契約の締結等を議決事件に追加**
- ・ **出納長又は収入役制度は存置され、その職務権限を拡充**
- ・ **会計年度及び会計の区分、予算、収入、支出、決算、契約、現金及び有価証券、時効、財産、公有財産、物品、債権、基金、住民による監査請求及び訴訟、雑則の規定を整備**
- ・ **営造物を財産とは切り離して、別に規定するとともに、「営造物」の名称を「公の施設」に改め、その設置、管理及び廃止に関する規定を整備**

## 3. 改正に当たっての諮問機関

政府は、**地方財務会計制度調査会**を設けて諮問し、答申を得たところで、その答申の趣旨に従い、地方財務制度の全般について改正を行った。（設置：昭和34年～37年）

# (参考) 地方財務会計制度調査会について

## 1. 設置根拠

地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、当時の自治庁に、付属機関として、**自治庁設置法を改正して臨時に設けられた。**

## 2. 設置理由

地方公共団体の財務会計制度は、ほとんど市制、町村制、府県制当時のままであり、実情にそわない個所もでてきており、合理的能率的な財務運営という見地から、**根本的に検討、改善すべく要請されていた。**一方、地方公共団体の財務会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用さるべきものであり、**極めて複雑多様であるうえに、専門的、技術的知識景観を必要とする性格の問題が多いので、特に財務会計制度に関する専門の方々の意見を十分に聞く必要がある**ということで設けられた。

## 3. 構成員

地方財務制度調査会（会長：田中二郎氏）は、財務会計制度に関し、学識経験のある者14名（大学教授7名、地方公共団体関係者3名、金融関係者2名、その他2名）、内閣法制局次長、大蔵事務次官及び自治事務次官の計17名の委員並びに学識経験者のある者3名（大学助教授2名及び大学講師1名）、内閣法制局第二部長、大蔵省主計局長、自治省官房長及び自治省各局長の計9名の幹事をもって構成された。

## 4. 審議経過

昭和34年10月7日に第1回総会を開き、以来総会を開くこと23回、小委員会を設け個別的な事項の討議を重ね、実務家の意見を徴し、調査審議を進め、**昭和37年3月23日、自治大臣に対して「地方公共団体の財務会計制度についての改正の要綱に関する答申」を行った。**

# 財務会計制度の改正の傾向①（クレジットカード等の決済手段の活用）

参考資料 9

## ～H18：制度なし

- ・ 地方自治法上、住民が事業者に対して公金の納付を委託する**制度なし**

← 公金のクレジットカード納付の制度化要望

← 商取引におけるクレジットカード決済の普及

## H18：クレジットカード納付の制度化

- ・ 公金のクレジットカード納付を可能とする委託制度（指定代理納付者制度）を創設
- ・ クレジットカード事業者が地方公共団体に納付する日が本来の納期限を超えることを許容する特例を規定

← 公金の電子マネー納付の制度化要望

← 情報通信社会の急速な進展による  
電子マネー等のキャッシュレス決済の普及

## H31：電子マネー納付が可能である旨の周知

- ・ 指定代理納付者制度を活用した公金の電子マネー納付が可能である旨を周知

← 地方公共団体の現場における解釈・運用の不統一

- ・ 私人委託制度を活用する地方公共団体の出現
- ・ クレジットカード決済等における機能分化

## R3：幅広い決済手段による納付の制度化

- ・ 指定代理納付者制度における納期限の特例等を維持した上で、クレジットカードや電子マネーを含めた幅広い決済手段による公金納付を可能とする委託制度（指定納付受託者制度）を創設
- ・ 指定納付受託者による他の事業者への事務委託や指定納付受託者からの徴収等を規定



# 財務会計制度の改正の傾向②（電子契約）

## ～H15：制度なし

- ・ 地方自治法上、契約書への記名押印による契約確定が定められているものの、**電子契約に関する制度なし**

行政手続オンライン化法（現・デジタル手続法）成立

情報通信技術の進展等による社会経済構造の変化

## H15：電子契約の制度化

- ・ **電子署名＋公的個人認証等の電子証明書の送付**により電子契約が確定することを規定

LGPKIの職責証明書を利用した  
電子契約の制度化要望

全ての都道府県・市区町村におけるLGWAN接続

## R2：電子契約においてLGPKIの職責証明書を利用可能とする制度改正

- ・ 電子署名と併せて送付することで電子契約が確定する電子証明書に、**LGPKIの職責証明書を追加**

クラウド型電子契約サービスによる  
電子契約の制度化要望

新型コロナウイルス感染症のまん延による電子契約のニーズ増加

## R3：電子契約における電子証明書の種類の制限の廃止

- ・ 電子契約の電子署名に付する**電子証明書その他の措置の制限を廃止**

# 財務会計制度の改正の傾向③（長期継続契約）

## ～H16：長期継続契約を締結できる契約の種類を法律で限定

- ・ 地方自治法上、翌年度以降にわたる長期継続契約を締結することができる契約を次の2つに限定
  - ① 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約
  - ② 不動産を借りる契約

← O A 機器のリース契約等を長期継続契約として締結できるようにすることについて要望

← 社会経済情勢の変化による多様な契約形態の出現

## H16：長期継続契約を締結できる契約を条例で定められるよう制度改正

- ・ 条例で定めるところにより、役務の提供等に関する長期継続契約を締結することができるよう改正
- ・ 性質上翌年度にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなものに限定

← ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約として締結できるようにすることについて要望

← 情報通信技術の進展による更なる契約形態の多様化

## R2：ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約として締結できる旨を周知

- ・ ソフトウェアのライセンス契約についても、条例の定めにより長期継続契約として締結することができる旨を周知

# 財務会計制度の改正の傾向④（行政財産貸付け）

## ～S49：制度なし

- ・ 地方自治法上、地方公共団体の行政財産の貸付けは全面的に禁止

国有財産である土地の貸付けの制度化

土地需要のひっ迫に対処するための  
公有地活用のニーズ増大

## S49：土地の貸付けの制度化

- ・ 地方公共団体が、国、他の地方公共団体等と土地の上に一棟の建物を区分して所有する場合に限り、地方公共団体の行政財産である土地の貸付けを可能とする制度の創設

国有財産である土地の貸付け制度の見直し

- ・ 地方公共団体の庁舎等の貸付けを可能とする制度化要望
- ・ 市町村合併・行政改革等の進捗による地方公共団体の庁舎等の空きスペースの増加

## H18：庁舎等の貸付けを可能とする制度改正

- ・ 事務等のために使用されない空きスペースがある場合に限り、地方公共団体の行政財産である庁舎等の貸付けを可能化
- ・ 地方公共団体の行政財産である土地の貸付け事由の拡大

# 財務会計制度の改正の傾向⑤（普通財産信託）

## ～S61：制度なし

- ・ 地方自治法上、地方公共団体の**普通財産の信託は全面的に禁止**

国有財産である土地の信託の制度化

- ・ 土地の有効利用の方法として**土地の信託**が民間分野において普及
- ・ **内需の拡大**が喫緊の課題

## S61：土地の信託の制度化

- ・ 地方公共団体を受益者とする場合に限り、地方公共団体の**普通財産である土地の信託を可能とする**制度の創設

地方公共団体の普通財産である  
有価証券の信託を可能とする制度化要望

有価証券の信託の類型として  
**運用有価証券信託**が民間分野において普及

## H18：有価証券の信託を可能とする制度改正

- ・ 地方公共団体を受益者として、金融機関から相当の担保の提供を受けて有価証券を貸し付ける方法により当該有価証券を運用することを目的とする場合に限り、地方公共団体の**普通財産である有価証券の信託を可能化**

# 財務会計制度の改正の傾向⑥（私人委託）

## S38～H15：使用料，手数料，賃貸料，貸付金の元利償還金が私人委託の対象

- ・ 公金の徴収・収納事務の私人委託を原則禁止した上で、使用料，手数料，賃貸料，貸付金の元利償還金を私人委託可能な歳入として位置づけ

← 公金のコンビニエンスストア納付拡大の要望

- ・ 金融機関の週休二日制の実施
- ・ 共働き世帯等の昼間不在家庭の増加

## H15：私人委託の対象に地方税を追加

## H16：私人委託の対象に物品売払代金を追加

← 「ふるさと納税」の徴収・収納事務の私人委託の可能化要望

← 「ふるさと納税」の制度化

## H23：私人委託の対象に寄附金を追加

← 私人委託可能な公金に付随する歳入（延滞金等）についても私人委託可能とすることについて地方分権改革に関する提案

## H29：私人委託の対象に延滞金，遅延損害金を追加

## H30：私人委託の対象に地方税に係る督促手数料，延滞金，滞納処分費等を追加

← 私人委託を原則禁止する制度自体の見直しについて地方分権改革に関する提案

## R 4：私人委託の対象に分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、返還金等を追加

# 財務会計制度に関する議論について①

## 地方分権改革推進委員会第1次勧告(抄)

(平成20年5月28日 地方分権改革推進委員会)

### 第5章 第2次勧告に向けた検討課題

#### (2) 法制的な仕組みの横断的な見直し等

##### イ 地方自治関係法制の見直し

当委員会としては、こうした自発的な自治体改革の試みをさらに一段と加速させ広く波及させていくために、地方自治体における行政委員会の必置規制の緩和、「開かれた議会、討論する議会、衆知を集める議会、行動する議会」に向けた地方議会制度改革、**地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大**、小規模自治体における機関（行政委員会、監査委員等）の共同設置や広域連携の促進など、**制度に関する選択の余地を拡大する方向で、地方自治関係法制の見直しを求めていく。**

## 地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄)

(平成21年10月7日 地方分権改革推進委員会)

### 2 地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大

地方自治体の財務会計については、議会、住民等による民主的統制を保障するとともに、適正な財務会計処理を確保する観点から、予算・決算、収入・支出、契約、現金及び有価証券、時効、財産についての基本的なルール、並びに住民監査請求及び住民訴訟等の制度が、地方自治法において詳細に定められているところである。

この地方財務会計制度の基本的な仕組みは、昭和30年代にその大枠が整備されて以降今日にいたるまで変わっていない。

今日、地方自治体の財政状況は、きわめて厳しく、地方自治体は従来にもまして地域住民の理解を得て財政運営を行うことを求められている。そのためには、みずからの財政状況に関する情報を正確かつ簡明に地域住民に公開していくことが必要不可欠である。

# 財務会計制度に関する議論について②

## 地方分権改革推進委員会第3次勧告(抄) ※前ページからの続き

現行の予算・決算制度は、基本的に現金主義で組み立てられている。この現金主義の原則は財政に対する民主的統制に資するという利点があると説明されてきた。しかし、その反面、企業会計に比べると、ストック情報を含む財務状況の開示という点には限界があるという難点がある。そこで、こうした問題意識から、多くの地方自治体において、事業ごとの予算・決算書類の作成や発生主義の考え方を取り入れた財務4表の導入が進められてきているが、この動向を更に一層促進する必要がある。

予算については、経常経費と投資経費とが区分されていないなどの問題点を抱えていて、現行の予算・決算を含む財務会計制度については改善の余地があると言わざるを得ない。

また昨今、一部の地方自治体において不適正な経理処理等が行われていたことが会計検査で判明し、適正かつ公正な財務処理を確保することが改めて強く要請されてもいる。

**以上の諸点を踏まえ、政府は、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべき**である。なおその際には、**日々行われている地方自治体の財務会計実務に無用な混乱が生じないように十分に配慮する必要**のあること、**財政運営上密接な関係にある国と連動した制度体系を維持する必要のあるもの等については国の財務会計制度と一体となった見直しが必要**であることは、改めて指摘するまでもないところであろう。

なお、第29次地方制度調査会は、去る6月に、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方、監査機能の充実・強化、並びに地方議会制度のあり方についての答申を行った。

この答申のなかの地方自治体の監査機能の充実・強化に関する部分は相対立する諸種の見解を並列することどまっでいて、一定の明確な改革方針が提示されているとは認め難い。

地方財務会計制度の見直しに関する当委員会の上記の勧告を受けて政府によって講じられる措置をより実効あるものにするためには、政府は、第29次地方制度調査会の答申の趣旨を踏まえながらも、地方自治体の監査機能のあり方について明確な改革方針を打ち出すべきである。

# 財務会計制度に関する議論について③

## 地方分権改革推進委員会第4次勧告(抄)

(平成21年11月9日 地方分権改革推進委員会)

### II 中長期の課題

#### 5 財政規律の確保

現在、地方自治体は国の信用を背景とした地方債による資金調達が可能となっているが、今後、地方分権改革が進むなかで、地方自治体が起債に関し自主性をより一層発揮していくためには、地方自治体自らの信用を形成し高めていく必要がある。そのためには、自治財政権を有する自立した「地方政府」として、自らの権限と責任において透明性の高い、規律を持った財政運営を行うことが不可欠である。

このような意味での財政規律の確保を図るため、地方自治体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた新たな財政指標と外部評価等の仕組み、第三セクターに係る損失補償について財政規律の確保を図るための仕組みなどを踏まえ、自らの財政運営の透明性と説明責任と情報開示の徹底を果たす必要がある。

また、第3次勧告において提言したとおり、**政府は、地方自治体における事業ごとの予算・決算書類の作成や発主主義の考え方を取り入れた財務4表の導入などの取組みを更に一層促進するとともに、経常経費と投資経費とが区分されていない現行の予算・決算を含む財務会計制度についての改善など、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から、地方自治体の財務会計制度の見直しに着手し、改革の方向性を国民に提示すべきである。**

受益と負担の関係の明確化などによってコスト意識を徹底し、地方自治体自らが経営のスリム化・効率化を進め、主権者・納税者である国民・住民の立場に立った地方自治体へと成長していくことが、財政規律を高め、ひいては地方分権改革に対する国民・住民の支持を高める効果に結び付く。それゆえに、地方議会の果たすべき役割は大きく、その財政に対するチェック機能を充実するとともに、監査委員の機能の充実、外部監査機能の積極的な活用を図ることが肝要である。



# 財務会計制度に関する議論について④

## 地方自治法抜本改正についての考え方(抄)

(平成23年1月26日 総務省)

### 8. 監査制度・財務会計制度の見直し

**財務会計制度について、国の制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないよう配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討**していく。また、地方公共団体間の比較可能性、統計上の必要性又は統一的な監査基準による監査という観点からの課題、I C Tの活用等による効率化を前提に標準化・統一化という方向を考えるべきという指摘についても配慮する必要がある。

さらに、現行の財務会計制度については、地方公共団体の財務会計に係る事務を行う上で不都合となっている実務的な問題点があり、例えば、①私人への歳入の徴収又は収納の委託の範囲の拡大、②普通財産の信託の範囲の拡大、③入札の開札時の立ち会い者の義務付けの撤廃といった事項について検討を進め、早期に結論を得る。

# 財務会計制度に関する議論について⑤

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要)

(平成27年12月 総務省)

### I 地方公共団体の財務制度の見直しの必要性

・昭和38年の地方自治法改正以降、情報通信技術（ICT）の進展などの社会情勢の変化を踏まえた俯瞰的な見直しが行われていない。

行われていない。

・行政が公正で、効率的に行われるためには、**地方公共団体の財務制度が社会経済情勢の変動を踏まえた合理的なものであることが必要。**

・人口減少社会の進展に伴い、地方公共団体の事務執行には一層の効率化が求められ、**より効果的・効率的な財務事務の仕組みに改変することが必要。**

・**地方公共団体の行政運営の円滑化・合理化のための見直しを実施すべき。**

### II 財務制度の見直しの基本的方向性

(1) ICTの進展への対応

(2)財務制度における柔軟性の確保

上記(1)、(2)の今日的な課題を踏まえ、俯瞰的な検証・検討を行い、現時点において見直しを行うべき具体的な事項を提示

### III 財務制度の見直しのあり方

#### 1 会計年度の独立の原則の弾力化

・庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。

・情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

(※次ページに続く)

# 財務会計制度に関する議論について⑥

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要) ※前ページからの続き

### Ⅲ. 財務制度の見直しの基本的方向性

#### 2 収入方法の多様化

- ・庁舎管理など相手方の行為の完了が年度末日まで要するような経費の会計年度所属区分を、一定の範囲内で弾力化すべき。
- ・情報システムの保守管理など予算年度当初から契約する必要があるものは、債務負担行為を設定することなく、年度開始前に契約を締結することができるようにすることが考えられる。

#### 3 支出方法の多様化

- ・海外出張時など職員個人がクレジットカード決済を行う場合にも、適正利用を確保できる方策と併せて、より活用しやすくする。
- ・電子マネーを使用した支払いは、適切な時期に必要な最小限度の額をチャージする運用を基本とし、管理簿などにより使用履歴を記録するなど、適正な使用を確保する。
- ・地方公共団体が公共料金など定期的に支出する一定の経費については、口座引き落としによる支出方法を許容すべき。

#### 4 新たな契約方法の導入

- ・リバースオークション（いわゆるせり下げ）による調達は、国や地方公共団体における試行的な実施状況を見極め、積極的な導入のメリットが明らかとなった段階で改めて検討する。
- ・インターネットを利用した物品購入は、少額の随意契約の範囲内で運用が可能であるが、注文時に現物を確認できないなど、特有の商慣行を踏まえた対応が必要

(※次ページに続く)

# 財務会計制度に関する議論について⑦

## 地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書(概要) ※前ページからの続き

### Ⅲ. 財務制度の見直しの基本的方向性

#### 5 指定金融機関に係る制度の見直し

- ・指定金融機関を未指定の市町村は、近年の I C T の進展等を踏まえて指定のあり方を検討することが望ましい。
- ・指定金融機関の担保提供義務については、長等が不要と判断した場合にその義務を解除することや、新たに賠償責任規定を設けることといった方策が考えられるが、影響などを見極めた上で、具体的な見直しをすることが必要

#### 6 その他

- ・行政財産の貸付け対象に庁舎等の屋根や内外壁面を加える。
- ・私人に収納委託できる歳入を柔軟に追加できる仕組みとして、現行の地方税の私人への収納委託の制度と同様の枠組みで、歳入の対象を条例又は規則で定める。

# 財務会計制度に関する議論について⑧

## 「令和3年度税制改正大綱」(抄)

(令和2年12月10日 自由民主党、公明党とりまとめ)

(1) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付のための所要の措置

**地方税の納付手続について、地方税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスにより納付しようとする場合には、地方団体の長が指定する事業者に納付を委託することができることを法令上明確化する。この場合において、国税の制度と同様に、当該事業者の納付義務等について所要の措置を講ずる。**

(注) 上記の改正は、令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用する。

## 「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(抄)

(令和2年12月18日 閣議決定)

(iv) 私人の公金取扱いの制限(243条)については、以下のとおりとする。

**・負担金、分担金等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入(施行令158条)として追加すべきものを精査した上で、私人に委託することを可能とする方向で検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。**

・金融機関の統廃合やデジタル・ガバメントの推進など、公金を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、多様な決済手段の確保の観点から、地方公共団体の財務に関する制度全般の見直しの中で、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、地方公共団体の判断により公金の徴収又は収納の事務を原則として私人に委託することを可能とすることを含め、その在り方について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 1. 地方分権改革関係

### ◎平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 特例政令を改正し、地方公共団体の需要数量の多い物品等又は特定役務の調達を行う場合には、複数落札入札制度による調達ができるようにすること。⇒ **政令改正により対応**

### ◎平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 県有特許権を共同研究企業へ無償で貸与する場合において、地方自治法第237条第2項の規定による議会の議決を不要とすること
- ② 地方自治法第240条第1項の「債権」の回収事務において、地方税に関する事務において取得した情報を活用できることを明文化すること
- ③ 地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する「庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合」との要件を見直し、単に「スペースに余裕がある場合」だけでなく、休日や夜間等の「時間的な余裕がある場合」にも行政財産の貸付けを可能とすること

### ◎平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方自治法施行令第158条第1項を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について、私人に委託することを可能とすること ⇒ **政令改正により対応**
- ② 会計管理者の事務を出納員以外の会計職員に委任する場合において、地方自治法第171条第4項の規定による告示を不要とすること

### ◎平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方公共団体の歳出予算の節の区分について、各地方公共団体が任意に設定することを可能とすること
- ② PFI事業契約が締結され、将来的に公共又は公用に供されないことが確定している行政財産については、行政財産として供用されている間においても、売払契約を締結することを可能とすること ⇒ **通知により対応**

# 近時の財務会計制度の見直しに関する要望等②

## ◎平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 歳出の会計年度所属区分に係る「当該行為の履行があった日」の解釈について、履行確認の日のみならず、翌年度に行為の完了を確認することにより、前年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含むものとすること
- ② 事務処理特例により市町村に対して旅券発給等事務の権限を委任した場合において、当該事務で取り扱う現金（**歳入歳出外現金**）を**私人委託**することを可能とすること
- ③ **損害賠償金を**地方自治法施行令第158条第1項に追加し、**私人委託を可能と**すること
- ④ **随意契約ができる金額を引き上げる**こと
- ⑤ クレジットカードのみならず、**電子マネーを利用した公金の納付も可能と**すること ⇒ **地方自治法の改正等により対応**

## ◎令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 地方自治法第232条の5第2項に列挙されている支出方法に、災害時における立替払を追加すること ⇒ **通知により対応**
- ② 特例政令第11条第1項第6号における「建築物の設計」を「設計業務」に改める等により、**随意契約によって調達できる業務の対象範囲を拡大**するとともに、**プロポーザル方式の審査手続を可能と**すること

## ◎令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

- ① 私人への公金収納等の委託を原則禁止とする地方自治法第243条を改正し、**地方公共団体の全ての歳入においてコンビニ収納を可能と**すること ⇒ 本研究会で検討
- ② J-LISが地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）において作成する**職責証明書を、地方公共団体が電子契約を行う際に利用できる電子証明書として追加**すること ⇒ 地方自治法施行規則の改正等により対応
- ③ **ソフトウェアのライセンス契約を長期継続契約**として締結することができるようにすること ⇒ **通知により対応**

# 近時の財務会計制度の見直しに関する要望等③

## 2. 規制改革関係

### ◎規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)

#### 5. 地方公共団体における書式・様式の改善

- a **競争入札参加資格審査申請書について**、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴取しつつ、**標準書式を取りまとめる**。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。

### ◎当面の規制改革の実施事項(令和2年12月22日規制改革推進会議)

#### 1. 書面・押印・対面の見直し

##### (1) 行政手続における書面・押印・対面の見直し

書面・押印・対面を前提とした我が国の行政手続の制度・慣行を抜本的に見直し、役所に行かずともあらゆる手続ができる社会の実現に取り組む。

##### イ 行政におけるクラウド型の電子署名の活用

- a 財務省及び総務省は、当面の措置として、国及び**地方公共団体の契約においてクラウド型の電子署名が利用できるよう必要な省令改正等を行う**。⇒ 省令改正により対応

##### キ 地方税等の収納の効率化・電子化に向けた取組

- b 総務省は、**地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す**。

## 3. その他要望

### ◎三重県からの要望(令和2年11月)

- ① 地方公共団体の歳入金を収納委託（**私人委託**）**する場合に適用される取扱科目の制限を撤廃すること** ⇒ **本研究会で検討**
- ② 地方公共団体の支出においてクレジットカードが使用できるよう、地方自治法においてクレジットカード払いができる旨を明記すること。  
⇒ **通知により対応**



# 公金取扱いの私人委託制度の経緯①（第一次地方自治法改正時（昭和22年））

## 五 私の団体等に対する公金徴収の委任等の禁止

- I 従来、私の団体または個人に対する公金の徴収支出の権限の委任等について、地方自治法上特に禁止規定はなかった。
- II 政府原案は、この点については従来どおりとし、何の改正をも行なわないこととしていた。
- V 衆議院では、かねてより総司令部の要望があった<sup>(注一)</sup> ことでもあり、(1)普通地方公共団体の長は、法律の定めるところにより、源泉において徴収する税金または行為者もしくは消費者が行為もしくは消費の際支払う税金を徴収させる場合のほか、公金の徴収もしくは支出の権限を私の団体もしくは個人に委任し、その権限をこれらの者をして行なわせ、または営業の免許その他これに類する処分およびこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させることができないものとする<sup>(注二)</sup>、(2)前項の団体の代表者または個人は、公金の収支を明らかにする計算書を作り、出納長または収入役に提出してその検査を受けなければならないものとし、検査の際不正の廉があったときは、その旨を検察官に通知するものとする、(3)改正法施行の際の一時的措置として裁判所は、公金の徴収に関し不正の廉のあった団体を解散することができるものとする、従来地方自治法第二四三条に、次の三項を加える旨の修正を行なった。
- 「2 普通地方公共団体は、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、若しくはその権限をこれらの者をして行わせ、又はこれらの者をして営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に関与させてはならない。但し、法律の定めるところにより源泉において徴収する税金又は消費者若しくは行為者が消費若しくは行為の際支払うべき税金を徴収させることは妨げない。
- 3 前項但書の規定により普通地方公共団体の徴収すべき税金を徴収する私の団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該普通地方公共団体の規則の定めるところにより計算をし、計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を当該普通地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の税金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。
- 4 前項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。」

(※次頁に続く)

また、改正法施行に伴う措置として改正法附則に次の一条を加える旨の修正を行なった。

「 (附則)

第五条 この法律施行の際地方公共団体の徴収すべき税金、分担金、使用料及び手数料その他の公金を現に徴収している団体の代表者（代表者がないときはこれに準ずる者）又は個人は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、この法律施行の日から三十日以内に計算をし、計算並びにその証拠となるべき帳簿元及び書類を当該地方公共団体の出納長又は収入役に提出し、その検査を受けなければならない。計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類には、当該団体の公金徴収の責任者又は当該個人がその真正であることを保証する旨を記載し、且つ、これに署名し、印をおさなければならない。

2 前項の書類は、当該地方公共団体の規則の定めるところにより、執務時間中住民の閲覧に供さなければならない。

3 第一項の検査により公金の取扱について不正の廉があることが判明したときは、出納長又は収入役は、検察官に直ちにその旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による事件に関し検察官の請求があったときは、最高裁判所の定めるところにより裁判所は、当該団体の解散を命ずることができる。

5 前項の規定により解散を命ぜられた団体は、最高裁判所の定める手続に従い、直ちに解散しなければならない。

6 第一項の期間内に計算書並びにその証拠となるべき帳簿及び書類を提出しないとき、又はこれらの書類に虚偽の記載をしたときは、当該団体の代表者又は当該個人は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、情状によりこれらの刑を併科することを妨げない。」

(注一) 昭和二二年七月にティルトン少佐は、遊興飲食税や入場税について、地方団体が自ら賦課徴収せず、業者に請負わせて組合に割当て納入させているのは、きわめて好ましくないから是正するよう措置することを指示した。(昭和三四年四月二二日 自治大学校主催「地方自治法第一次改正をめぐる座談会」金丸三郎氏述)

(注二) 昭和二三年、民政局が国務省に提出した日本占領に関する報告書によると、この私的団体に対する公金取り扱いおよび行政事務の委任を禁じた規定は、隣組、町内会、部落会の廃止にも関係があるように述べられている。民政局の気持としては、この年の五月三日制定された政令第一五号（事務局注：町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令（昭和22年政令第15号））により完全に封殺されたはずの隣保組織の活動をさらに徹底して封ずるつもりもあつたかも知れない。しかし、内務省との交渉においては、あくまでも、組合等に対する税金の請負など税金の徴収に関することがこの衆議院修正に至る理由であるとされた。(改正当時東京大学教授（現最高裁判所判事）田中二郎氏述)

※事務局注：原文ママ

出典：「戦後自治史 第四巻」（自治大学校研究部監修）

## ＜第一次地方自治法改正（昭和22年）の国会審議経過＞

### 衆議院治安及び地方制度委員会（昭和22年12月4日）

○坂東委員長 地方自治法の一部を改正する法律案につきましては、あらゆる面から検討審査を加えました次第であります。そこでこれより討論に入ります。私から修正案を出します。その修正案の内容、要綱をこれから説明いたします。（略）

二一 普通地方公共団体の長は法律の定めるところにより、源泉において徴収する税金又は行為者若しくは消費者が行為若しくは消費の際支払う税金を徴収させる場合の外、公金の徴収若しくは支出の権限を私の団体若しくは個人に委任し、その権限をこれらの者をして行わせ、又は営業の免許その他これに類する処分及びこれらの処分に関係のある公金の徴収に關与させることができないものとする。こと。（二四三条）（略）

### 衆議院本会議（昭和22年12月5日）

○坂東幸太郎君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、治安及び地方制度委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。（略）その他種々なる観点より質疑応答が交されたのでありますが、その中途におきまして、政府提出の改正案のみならず、地方自治法全條にわたり根本的検討を加える必要が生じてまいりまして、ここに大修正を行うことになり、十二月四日の委員会におきまして、委員長より修正案が提出されたのであります。

修正案のおもなる点を申し上げますと、（略）第三に、財政に関する規定であります、（略）その二は、私人の公金取扱い及び営業免許等に關与する規定であります、私人または私的団体が公金の徴収及び支払いを行うことは、いろいろ忌わしい事柄が起りやすいので、地方公共団体の長は、法律の定める場合を除いてはこれを行わせないこととして、また同趣旨に基いて、私人または私的団体の営業の免許その他これに類する処分等に關与させてはならないことといたしたのであります。（略）

## 公金取扱いの私人委託制度の経緯②（地方自治法改正時（昭和38年））

旧法では、地方公共団体又はその機関の権限とされている事務は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、私人をして行なわせることができないとする見地から、確認的に、公金の徴収又は支出の権限をゆだねること等を明文で禁止していた（二四三三）。新法においても、一般的には、公金という性格からしてその取扱いに関して責任を明確にし、公正の確保を期することが当然要求されるので、旧法とほぼ同じ建前をとり、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせることを禁じている。しかしながら、私人に公金の徴収若しくは収納の事務を委託した方が、地方公共団体の収入が一層確保され、及び住民の便益がさらに増進される場合には、その権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせる方が地方公共団体自らがその権限を行使するよりも適当であるので、旧法のように税金の源泉徴収及び他の法律に特別の定めがある場合にのみ狭く私人の公金取扱いを認めるばかりでなく、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合には、広く私人が公金を取り扱うことができることを明らかにしたものである。

出典：「改正地方自治法詳説」（自治省行政課編）

# 私人の徴収又は収納の委託が可能な歳入費目

参考資料 13

歳入費目	徴収	収納	根拠法	条項	改正年	
使用料	○	○	地方自治法施行令	第158条第1項	昭和38年	
手数料	○	○				
賃貸料	○	○				
貸付金の元利償還金	○	○		地方自治法施行令	第158条の2第1項	平成15年
地方税		○			第158条第1項	平成16年
物品売払代金	○	○				平成23年
寄附金	○	○			第158条の2第1項	令和4年
分担金		○				
負担金		○				
不動産売払代金		○				
過料		○				
損害賠償金		○				
不当利得による返還金		○				
地方公営企業の利用料金	○	○	地方公営企業法	第33条の2	昭和41年	
国民健康保険の保険料	○		国民健康保険法	第80条の2	平成14年	
保育所における保育費用		○	児童福祉法	第56条第3項	平成16年	
介護保険の保険料		○	介護保険法	第144条の2	平成17年	
後期高齢者医療に係る保険料	○		高齢者の医療の確保に関する法律	第114条	平成18年	
保育所における保育料		○	子ども・子育て支援法	附則第6条第5項	平成24年	
車両の放置違反金		○	道路交通法	第51条の16	平成26年	
地域再生に係る負担金		○	地域再生法	第17条の8第8項	平成30年	
生活保護に係る返還金		○	生活保護法	第78条の3	令和2年	

# 個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例①

## 地方公営企業の利用料金

### ◇地方公営企業法（昭和27年法律第292号）

#### （公金の徴収又は収納の委託）

**第三十三条の二** 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）

#### （公金の徴収又は収納の委託）

**第二十六条の四** 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、当該公金の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者は、管理規程の定めるところにより、その徴収し、又は収納した公金を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、管理者又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 第二十一条の十一第三項の規定は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人に委託した場合について準用する。

#### （支出事務の委託）

**第二十一条の十一** （略）

- 2 （略）
- 3 管理者は、その命じた職員に第一項の規定により地方公営企業の支出の事務の委託を受けた者の当該支出に関する帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

# 個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例②

## 国民健康保険の保険料

### ◇国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

#### （保険料の徴収の委託）

第八十条の二 市町村は、普通徴収の方法による保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）

#### （保険料の徴収の委託）

第二十九条の二十三 市町村は、法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、世帯主の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第八十条の二の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。

# 個別法で徴収事務を委託することができることとしている規定の例③

## 後期高齢者医療に係る保険料

### ◇高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（保険料の徴収の委託）

**第百十四条** 市町村は、普通徴収の方法によつて徴収する保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）

（保険料の徴収の委託）

**第三十三条** 市町村は、法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その徴収した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第百十四条の規定により保険料の徴収の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の徴収の事務について検査することができる。



# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例①

## 保育所における保育費用

### ◇児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第五十六条（略）

2（略）

3 前項の規定による徴収金の収納の事務については、収入の確保及び本人又はその扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

4～7（略）

### ◇児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）

第四十四条 法第五十六条第二項に規定する都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)の長は、同項に規定する費用(以下この条において「療育の給付等の費用」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、本人又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した療育の給付等の費用を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十六条第三項の規定により療育の給付等の費用の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る療育の給付等の費用の収納の事務について検査することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例②

## 介護保険の保険料

### ◇介護保険法（平成9年法律第123号）

#### （保険料の収納の委託）

**第四百四十四条の二** 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇介護保険法施行令（平成10年政令第412号）

#### （保険料の収納の委託）

**第四十五条の七** 市町村は、法第四百四十四条の二に規定する保険料の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、第一号被保険者の見やすい方法により公表しなければならない。

- 2 法第四百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保険料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。
- 3 法第四百四十四条の二の規定により保険料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、市町村は、当該委託に係る保険料の収納の事務について検査することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例③

## 保育所の保育料

### ◇子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

#### 附 則

（保育所に係る委託費の支払等）

第六条（略）

2～4（略）

5 前項に規定する額の収納の事務については、収入の確保及び保育費用に係る保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

6～8（略）

### ◇子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）

#### 附 則

（保育料の徴収の委託）

第八条 法附則第六条第四項に規定する市町村の長は、同条第五項の規定により同条第四項に規定する額（以下この条及び次条において「保育料」という。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、同項に規定する保育費用に係る保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務の委託を受けた者は、市町村の規則の定めるところにより、その収納した保育料を、その内容を示す計算書を添えて、当該市町村又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 市町村は、法附則第六条第五項の規定により保育料の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、当該委託に係る保育料の収納の事務について検査することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例④

## 車両の放置違反金

### ◇道路交通法（昭和35年法律第105号）

（放置違反金収納事務の委託）

第五十一条の十六 都道府県は、放置違反金の収納の事務については、収入の確保及び納付命令を受けた者の納付の義務の履行に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

（放置違反金収納事務の委託）

第十七条の八 都道府県は、法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県の規則の定めるところにより、その収納した放置違反金を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を添えて、当該都道府県又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

3 法第五十一条の十六の規定により放置違反金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県は、当該委託に係る放置違反金の収納の事務について検査することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑤

## 地域再生エリアマネジメント負担金

### ◇地域再生法（平成17年法律第24号）

（負担金の徴収）

第十七条の八（略）

2～7（略）

8 負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

### ◇地域再生法施行令（平成17年政令第151号）

（負担金及び延滞金の収納の委託）

第十三条 認定市町村(法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。以下この条において同じ。)は、法第十七条の八第一項の負担金(以下この条において単に「負担金」という。)及び同条第四項の延滞金(以下この条において単に「延滞金」という。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、受益事業者(法第十七条の七第三項に規定する受益事業者をいう。)の見やすい方法により公表しなければならない。

2 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務の委託を受けた者は、認定市町村の規則の定めるところにより、その収納した負担金及び延滞金を、その内容を示す計算書を添えて、当該認定市町村又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該認定市町村の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3 法第十七条の八第八項の規定により負担金及び延滞金の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、認定市町村は、当該委託に係る負担金及び延滞金の収納の事務について検査することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑥

## 生活保護に係る返還金①

### ◇生活保護法（昭和25年法律第144号）

#### （返還額等の収納の委託）

**第七十八条の三** 第六十三条の規定により返還しなければならないものとして保護の実施機関の定める額(以下この項において「返還額」という。)又は第七十七条第一項若しくは第七十八条第一項から第三項までの規定により都道府県又は市町村の長が徴収することとした額(第七十七条第一項にあつては、同条第二項の規定により家庭裁判所が定める額を含む。以下この項において「徴収額」という。)の収納の事務については、保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

**2** 保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が、保護の変更、廃止又は停止に伴い、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額(以下この項において「返還額」という。)の収納の事務については、当該保護費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

**3** 就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長が、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づき、その費用の額の全部又は一部を返還させることとしたときは、その返還させる額(以下この項において「返還額」という。)の収納の事務については、当該就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村は、収入の確保及び返還額を返還すべき者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

# 個別法で収納事務のみを委託することができることとしている規定の例⑦

## 生活保護に係る返還金②

### ◇生活保護法施行令（平成17年政令第151号）

#### （返還額等の収納の委託）

**第十一条** 都道府県又は市町村(以下この条において「都道府県等」という。)は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額(同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)又は徴収額(同条第一項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければならない。

**2** 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

**3** 法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査することができる。

**4** 前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。

# 地方公営企業法の私人委託の考え方

## 地方公営企業の業務に係る公金の私人委託を可能としている趣旨

「公営企業の受け取る料金その他の金銭は、地方公共団体の所有に属するものとなる以上公金であることに変わりはないが、その性格は、地方公共団体が権力的行為として住民から徴収する税金、過料等とは異なり、給付対価という関係における経済的行為としての金銭の受け取りであるに過ぎない。公営企業がその企業活動に伴って受け取る金銭のこのような性格にかんがみ、その取扱いについては、必ずしも税金等の公金と全く同一の取扱いをしなければならないものではない。地方公共団体の通常の行政活動に伴う公金については、原則として私人がこれを取り扱うことを禁止されているのであるが、公営企業の業務に係る公金については、この原則を厳格に適用する必要はない。公営企業における公金の徴収事務の能率化の要請と公営企業における公金徴収事務のこのような性格から、公営企業においては、公金の徴収事務について、委託する公金の範囲及び委託の相手方を限定せず、広く私人に委託することができることとしているのである。」

(出典：「改訂地方公営企業法逐条解説」(関根則之著))

### ◇地方公営企業法(昭和27年法律第292号)【再掲】

(公金の徴収又は収納の委託)

第三十三条の二 管理者は、地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

## 地方公営企業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を私人委託している例

- ・ 水道事業の水道料金
- ・ 下水道事業の下水道使用料
- ・ 市民病院の診療費



# 徴収と収納の関係

## 徴収と収納の関係

- 「徴収」とは、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為をいい、「収納」とは、調定し、納入通知のあつた普通地方公共団体の収入を受け入れる行為をいう。

(出典：昭和38年12月19日付自治省行政局行政課長通知)

- 調定の行為は、「その発生した権利内容を調査してこれを明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定するいわゆる内部的意思決定の行為」と解されている。

また、納入の通知とは、「一般的には、歳入の納入を通知すること、すなわち、納入義務者に対してその納入すべき金額、納期限、納入場所等を通知する対外的行為」と解されている。

(出典：「逐条地方自治法第9次改訂版」(松本英昭著))

## 私人に徴収を委託する場合の範囲

- 「委託される徴収とは普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収納する行為をいうことから、徴収を委託された私人は、当該歳入の調定から(督促状の発付等を除いた)納入通知書の発付、収納までの一連の事務を自己の権限として行うこととなり、収納にかかる領収書は受託した私人の名で発行されることとなります。」

(出典：「地方財務実務提要」(地方自治制度研究会編集))

# 地方公共団体以外の者に公金収入を行わせている諸制度の比較

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度	納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度
制度の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私人委託制度 【法 § 243】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方税等以外 【令 § 158】</li> <li>・ 地方税等 【令 § 158-2】（※収納事務のみ）</li> </ul> </li> <li>○ 指定金融機関制度 【法 § 235、令 § 168～ § 168-5】（※収納事務のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指定代理納付者制度 【法 § 231-2⑥⑦、令 § 157-2】</li> <li>○ 指定納付受託者制度 【新法 § 231-2-2～ § 231-4、新令 § 157-2、新則 § 12-2-4～ § 12-2-10】</li> </ul>
基本的な法的性質	<p>○ 地方公共団体の歳入の収入について、地方公共団体の徴収事務又は収納事務は地方公共団体が行うことを原則とした上で、法令の特別な定めに基づき、徴収事務又は収納事務の一部を第三者に委任して行わせることができることとした制度</p> <p>〔徴収：地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為 収納：調定し、納入の通知のあった地方公共団体の収入を受け入れる行為〕</p>	<p>○ 納入義務者が地方公共団体に対する納付を第三者に委任して行わせることは地方自治法の規定に違反するものではないことを前提とした上で、地方公共団体が指定した第三者が納入義務者から納付事務の委託を受けて地方公共団体に支払を行わせた場合、納付の委託があった時に遡及して納付の効果を及ぼすこと等とした制度</p>
概念図	<p>The diagram illustrates the flow of public funds. On the left is the '地方公共団体' (Local Public Entity). In the center is the '受託者（私人委託）' (Private Trustee). On the right is the '納入義務者' (Payer). Below the trustee is the '指定代理納付者 指定納付受託者' (Designated Agent/Designated Payment Trustee). Arrows indicate the following processes: 1. '委任契約' (Entrusted Contract) from the Local Public Entity to the Private Trustee. 2. '指定' (Designation) from the Local Public Entity to the Designated Agent. 3. '①調定' (Assessment) from the Local Public Entity to the Payer. 4. '②納入通知' (Payment Notification) from the Payer to the Private Trustee. 5. '③納付' (Payment) from the Payer to the Private Trustee. 6. '④支払' (Payment) from the Private Trustee to the Local Public Entity. 7. '③納付委託' (Payment Commission) from the Payer to the Designated Agent. 8. '④納付' (Payment) from the Designated Agent to the Local Public Entity.</p>	

【凡例】  
 法：地方自治法（昭和22年法律第67号）  
 令：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）  
 則：地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）  
 新法：地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法  
 新令：地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）による改正後の地方自治法施行令  
 新則：地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）による改正後の地方自治法施行規則

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度			納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度	
	私人委託制度		指定金融機関制度	指定代理納付者制度	指定納付受託者制度
	地方税等以外	地方税等			
第三者が取り扱うことができる歳入の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 使用料・手数料・賃貸料・物品売払代金・寄付金・貸付金の元利償還金（これらの延滞金・遅延損害金を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方税（督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む）</li> <li>○ 分担金・負担金・不動産売払代金・過料・損害賠償金・不当利得による返還金（これらの延滞金・遅延損害金を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公金全般</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳入全般</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歳入全般</li> <li>○ 歳入歳出外現金</li> </ul>
第三者に委託する事務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が行う公金の徴収又は収納事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体が行う公金の収納事務</li> <li>※ 預金制度であることを前提とした公金取扱一般</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納入義務者が行う地方公共団体の歳入等についての納付事務</li> </ul>	
利用できる主な決済手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共施設窓口等における現金支払</li> <li>○ コンビニエンスストア等における現金支払</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンビニエンスストア等における現金支払</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金融機関窓口における現金支払</li> <li>○ 口座振替</li> <li>○ 証券納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ クレジットカードサービスが前提</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ コンビニエンスストアにおける支払</li> <li>○ クレジットカードサービス</li> <li>○ スマートフォンアプリ決済サービス</li> </ul>
第三者の要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 告示及び公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有する者として当該地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者</li> <li>○ 告示及び公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都道府県は必置、市町村は任意設置</li> <li>○ 金融機関（一定の郵便貯金銀行を除く）であること</li> <li>○ 議会の議決を経た上で指定</li> <li>○ 告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として次の要件に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納付事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること</li> <li>・ その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識・経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること</li> </ul> </li> <li>○ 告示（※指定納付受託者制度のみ）</li> </ul>	
第三者に対する検査等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計管理者による検査（必要があると認めるとき）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会計管理者による検査（定期及び臨時）</li> <li>○ 会計管理者の措置要求</li> <li>○ 監査委員から会計管理者に対する報告要求</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 法令上、特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 帳簿保存義務</li> <li>○ 長による報告要求</li> <li>○ 立入検査</li> </ul>

	地方公共団体が歳入の徴収又は収納事務を第三者に行わせる制度		納入義務者等が地方公共団体への歳入の納付を第三者に委託する制度		
	私人委託制度		指定金融機関制度	指定代理納付者制度	指定納付受託者制度
	地方税等以外	地方税等			
歳入確保に関する措置	※ 法令上、特になし		○ 担保提供義務	※ 法令上、特になし	○ 地方税及び分担金等について、指定納付受託者が指定する日までに完納しないときは、保証人に関する徴収の例により指定納付受託者に対して滞納処分を行うことが可能
納入義務者の債務が終了する時	○ 第三者が納入義務者から現金等を受領したとき			○ 第三者が地方公共団体に対して納入義務者の納付委託に係る金額を地方公共団体に支払をしたとき ※ その際、納入義務者が第三者に納付委託をしたときに遡及して納付の効果が発生 ※ それまでの間、当該歳入に係る債権債務関係は、地方公共団体と納入義務者との間で継続	
納付先	○ 会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	○ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、地方公共団体の預金口座に受け入れ ○ 指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、会計管理者の定めるところにより、指定金融機関の地方公共団体の預金口座に振替	○ 地方公共団体 ※ 会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関		

# 私人委託制度と指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）の特長の比較

	私人委託制度	指定代理納付者制度（指定納付受託者制度）
取り扱うことができる歳入	○ 徴収・収納を委託することができる歳入は、法令上の根拠がある歳入に限られる。	○ 取り扱うことができる歳入に制限はない。 ※ 指定納付受託者制度においては、加えて歳入歳出外現金も対象とされている。
利用できる決済サービスと担保措置	○ 制度上、電子マネー等を利用した納付を想定しておらず、地方公共団体へ納付するまでの間の事故等に係るリスクに備えた担保措置がない。	○ 公金を支払う側の委託を受けてその納付を行うことから、地方公共団体を代位する立場としての制限を受けることなく、指定代理納付者（指定納付受託者）が提供する決済サービスにより柔軟な収納を行うことができる。 ○ 地方税及び分担金等について、指定納付受託者が指定する日までに完納しないときは、保証人に関する徴収の例により指定納付受託者に対して滞納処分を行うことができる。
納付の効果	○ 地方公共団体を代位する立場として徴収・収納を行うので、受託者が納付を受け取った時点で地方公共団体に納付があったものとされる。	○ 指定代理納付者（指定納付受託者）から地方公共団体へ納付があった際に、指定代理納付者（指定納付受託者）への納付の委託があった時点に遡及して納付の効果を及ぼすこととされていることから、納税証明書等の領収を証明する証書の即時に発行することができない。 (利用者から納付の委託を受けた場合には、当該歳入等を納付しようとする者に、当該委託を受けたことを証する書面を交付することができる。)

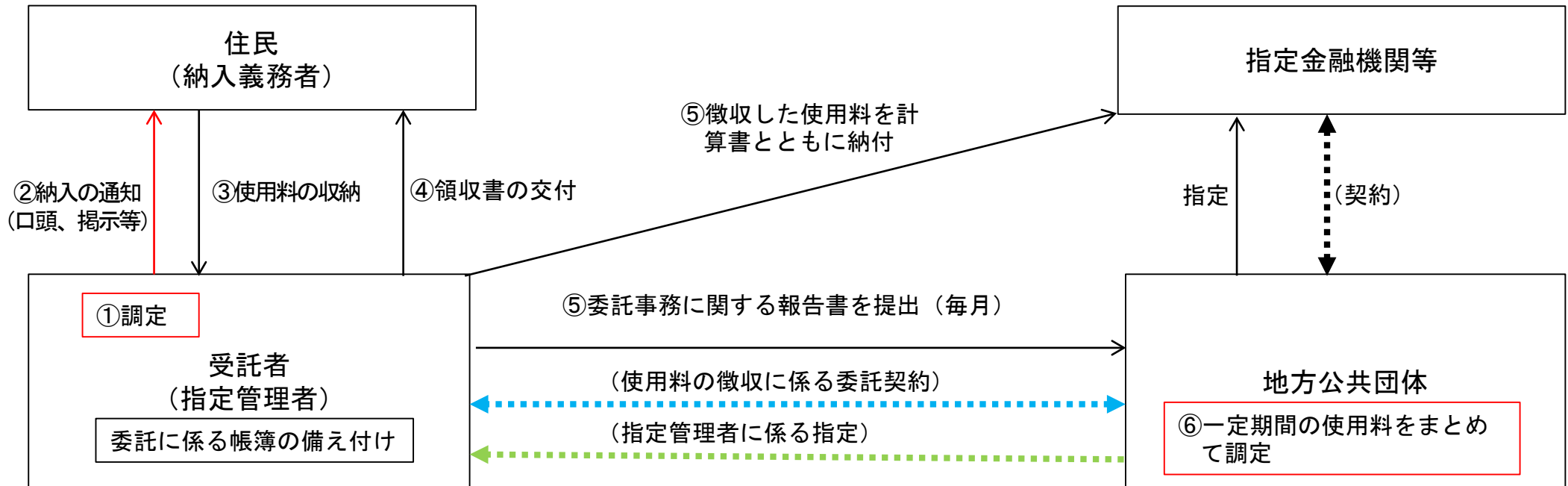
# 私人委託制度による収入の例①

## I 私人に徴収事務を委託している場合（市民センターにおいて指定管理者による使用料の徴収の場合）

【地方公共団体と事業者の間で、市民センターの使用に係る使用料の徴収に関する委託契約を締結している例】

### 未納等リスクに関する契約事項

- ・ 受託者は毎月、委託事務に関する報告書を地方公共団体に提出する。地方公共団体から委託事務に関する調査報告を求められたときは、速やかに報告する。
- ・ 受託者は、委託事務を第三者に再委託してはならない（再委託の禁止）。
- ・ 受託者が本契約に違反したときや事務を委託する必要がなくなったときは本契約を解除することができる。
- ・ 契約に定めのない事項については、両者で協議するものとする。



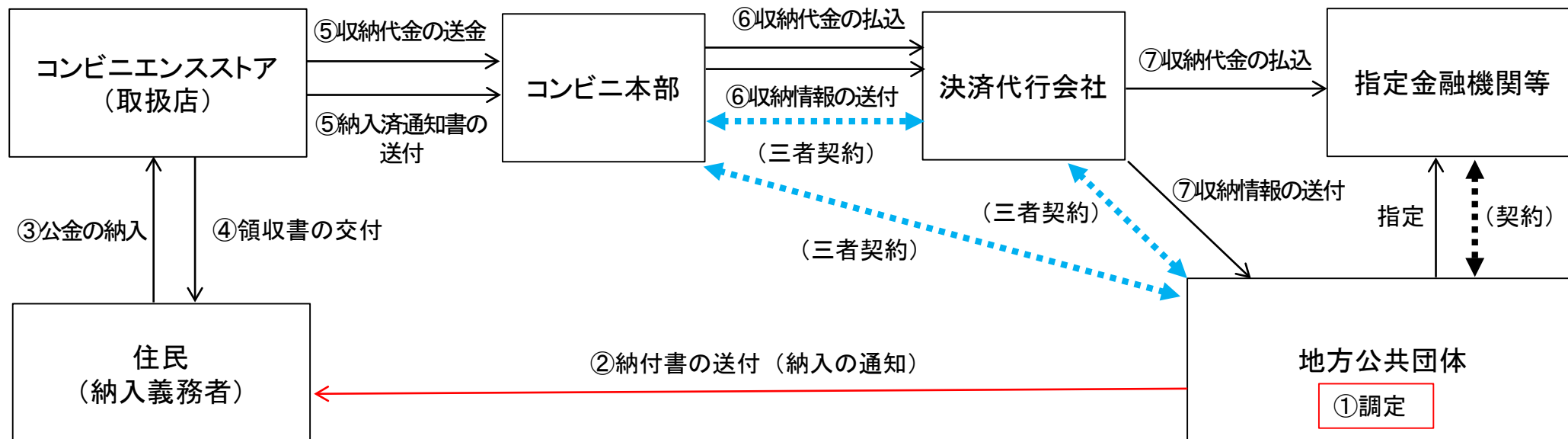
## 私人委託制度による収入の例②

### II 私人に収納事務を委託している場合（コンビニで収納を行う場合）

【地方公共団体、決済代行会社、コンビニ事業者の三者間で、収納業務に関して委託契約を締結している例】

#### 未納等リスクに関する契約事項

- ・ 収納受託者（コンビニ事業者及び決済代行会社）は、収納事務の全部又は一部を、第三者に委託してはならない（再委託の禁止）。
- ・ 地方公共団体は、収納受託者の収納事務の状況を検査することができる。
- ・ 決済代行会社は、収納事務の履行に当たって、事故が発生したとき又はやむを得ない事由により義務を履行することができないときは直ちにその旨を他の当事者に報告し、必要な措置を講じる。コンビニ事業者は同様の場合、決済代行会社に報告し、決済代行会社は地方公共団体に報告し、必要な措置を講じる。
- ・ 地方公共団体、コンビニ事業者及び決済代行会社は、他の当事者の契約違反により損害を受けた場合に限り、損害賠償を請求できるものとする。



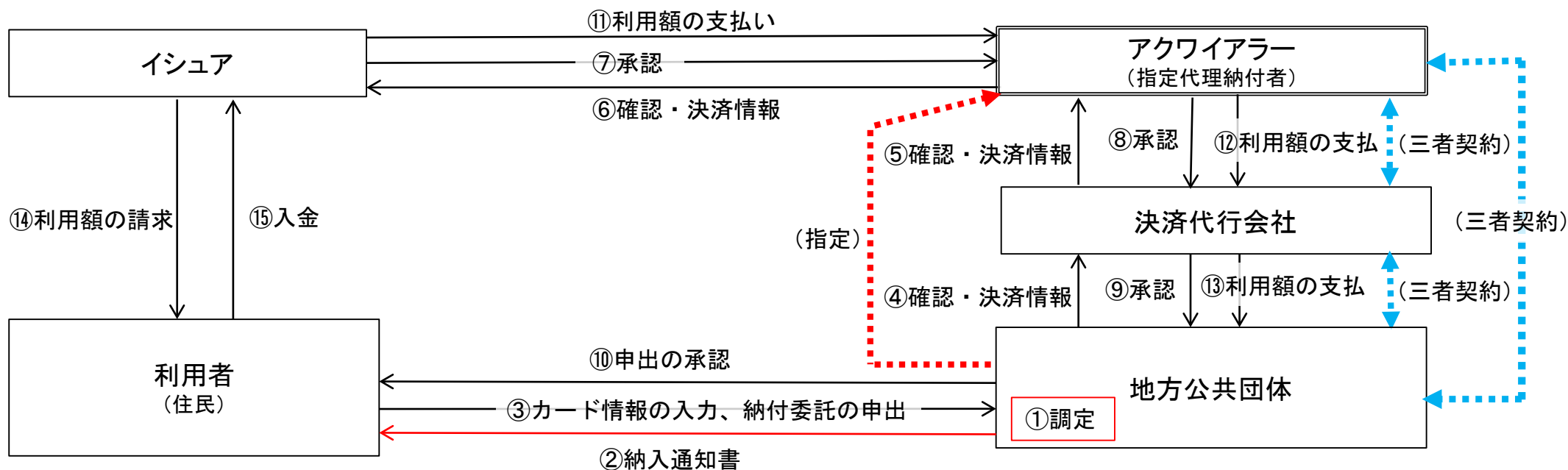
# 指定代理納付者制度による納付の例①

## I 自動車税をクレジットカード支払としている場合

【アクワイアラーを指定代理納付者として指定し、アクワイアラー、決済代行会社と三者契約を締結している例】

### 未納等のリスクに関する契約事項

- ・ 地方公共団体は、決済代行業者及びアクワイアラーの帳簿等を検査することができる。
- ・ アクワイアラー又は決済代行業者の責に帰すべき事由により、地方公共団体への支払額に不足が生じた場合、三者で協議の上、アクワイアラーが地方公共団体に不足額を払い込む。
- ・ アクワイアラーが地方公共団体（決済代行会社）に⑪の前に立替払（⑫、⑬）をした場合に、利用者のクレジットカード不正利用や、イシューが利用者から利用額を回収する前にイシューが倒産する等の理由により、アクワイアラーがイシューから利用額を回収できない場合、地方公共団体はアクワイアラーに対して収納金を還付する。
- ・ 他の当事者の契約違反で損害を受けた場合、違反した当事者に対して損害賠償を請求できる。
- ・ 契約書に定めのない事項は、アクワイアラー、決済代行会社、地方公共団体がその都度協議して定める。





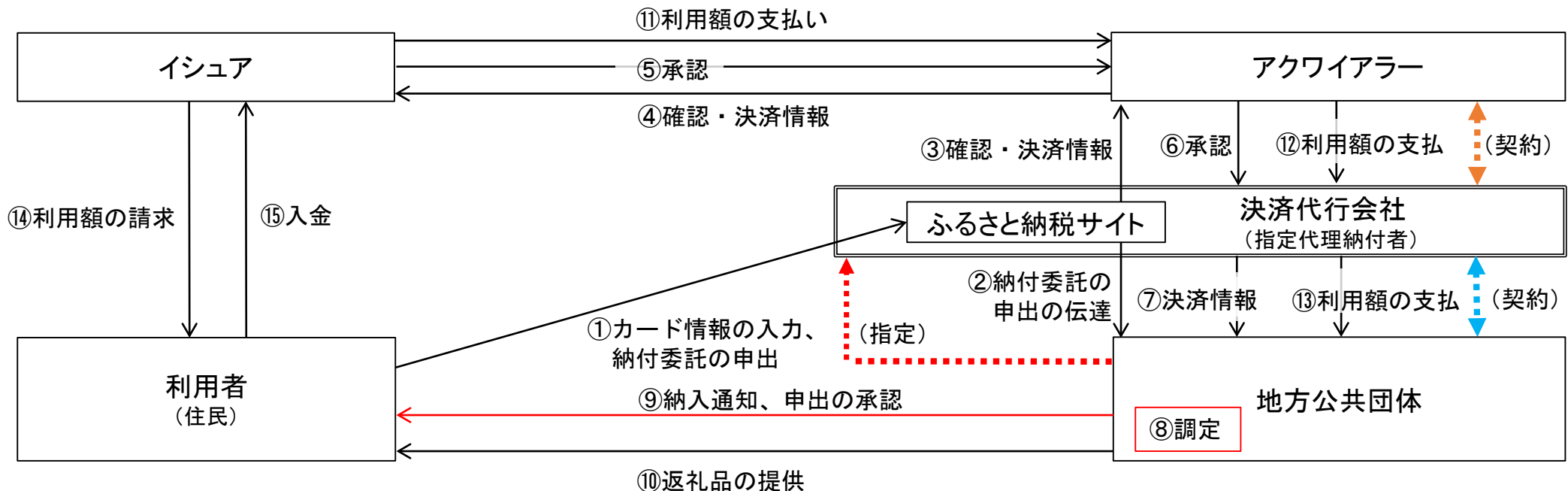
## 指定代理納付者制度による納付の例②

### II ふるさと納税をクレジットカード支払としている場合

【地方公共団体が決済代行会社を指定代理納付者として指定し、契約を締結している例】

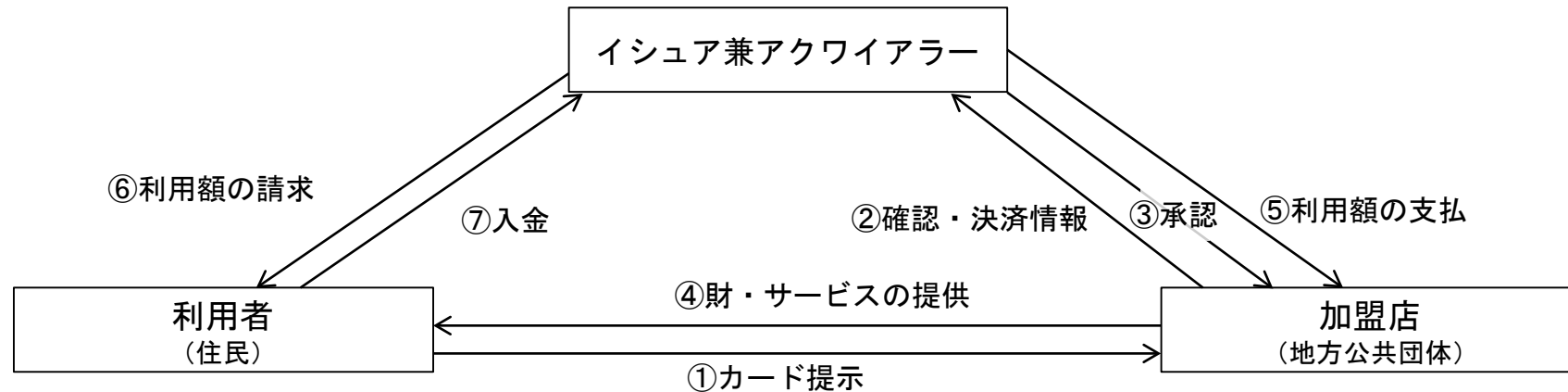
#### 未納等のリスクに関する契約事項

- ・ 利用者が寄附金の支払をしたにも関わらず、地方公共団体に支払が行われず、税金の控除等を受けられなかった場合、地方公共団体が利用者に寄附金相当額を返還する。
- ・ 地方公共団体及び指定代理納付者は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対し、当該損害のうち通常生ずべき損害の賠償を請求することができる。
- ・ 災害等やむを得ない事由、指定代理納付者の責によらない通信機器の障害等により決済が不能となった場合、地方公共団体又は寄附者に生じた損害について、指定代理納付者は責任を負わない。

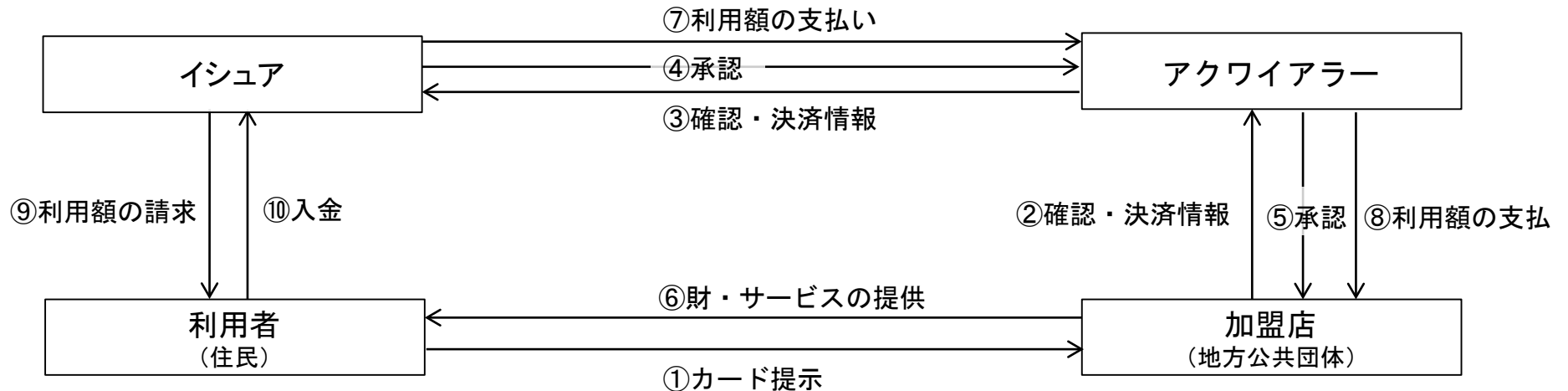


# 決済サービスの仕組みの例

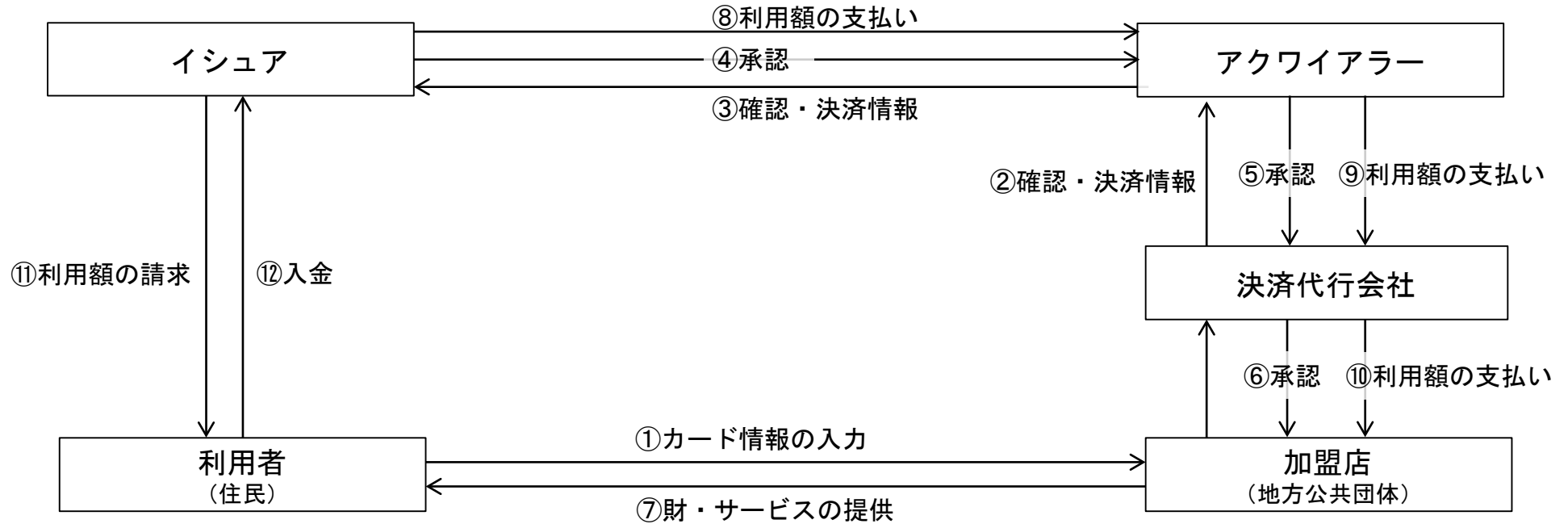
決済サービスの仕組みI クレジットカード決済の仕組み（イシューとアクワイアラーが同一の場合）



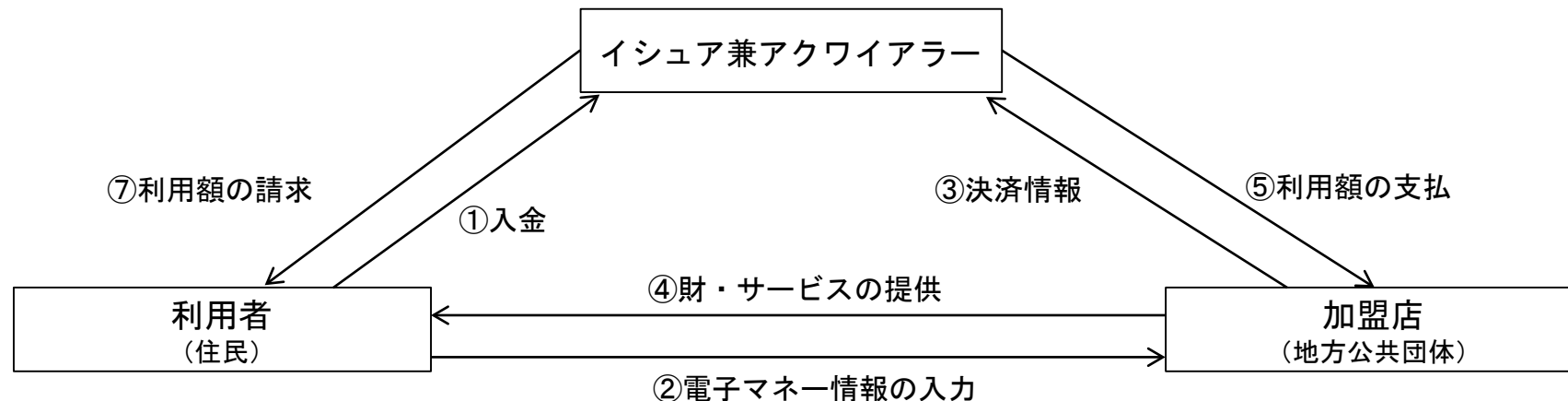
決済サービスの仕組みII クレジットカード決済の仕組み（イシューとアクワイアラーが別の主体である場合）



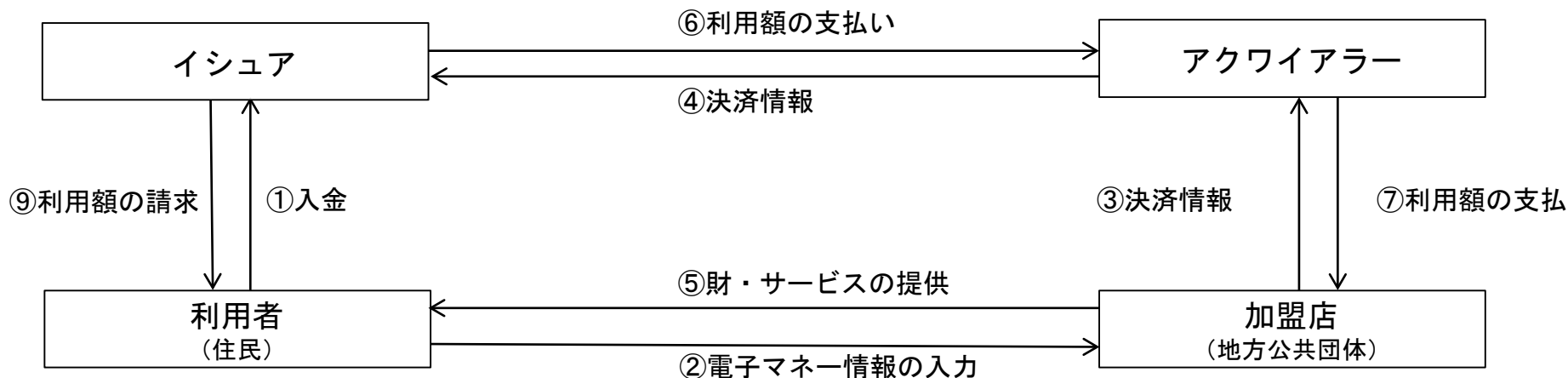
決済サービスの仕組みIII クレジットカード決済（イシュアとアクワイアラーが別の主体で、加盟店が決済業務を決済代行会社に委託している場合）



### 決済サービスの仕組みⅣ 前払式支払手段による決済の仕組み（イシューとアクワイアラーが同一の場合）



### 決済サービスの仕組みⅤ 前払式支払手段による決済の仕組み（イシューとアクワイアラーが別の主体である場合）



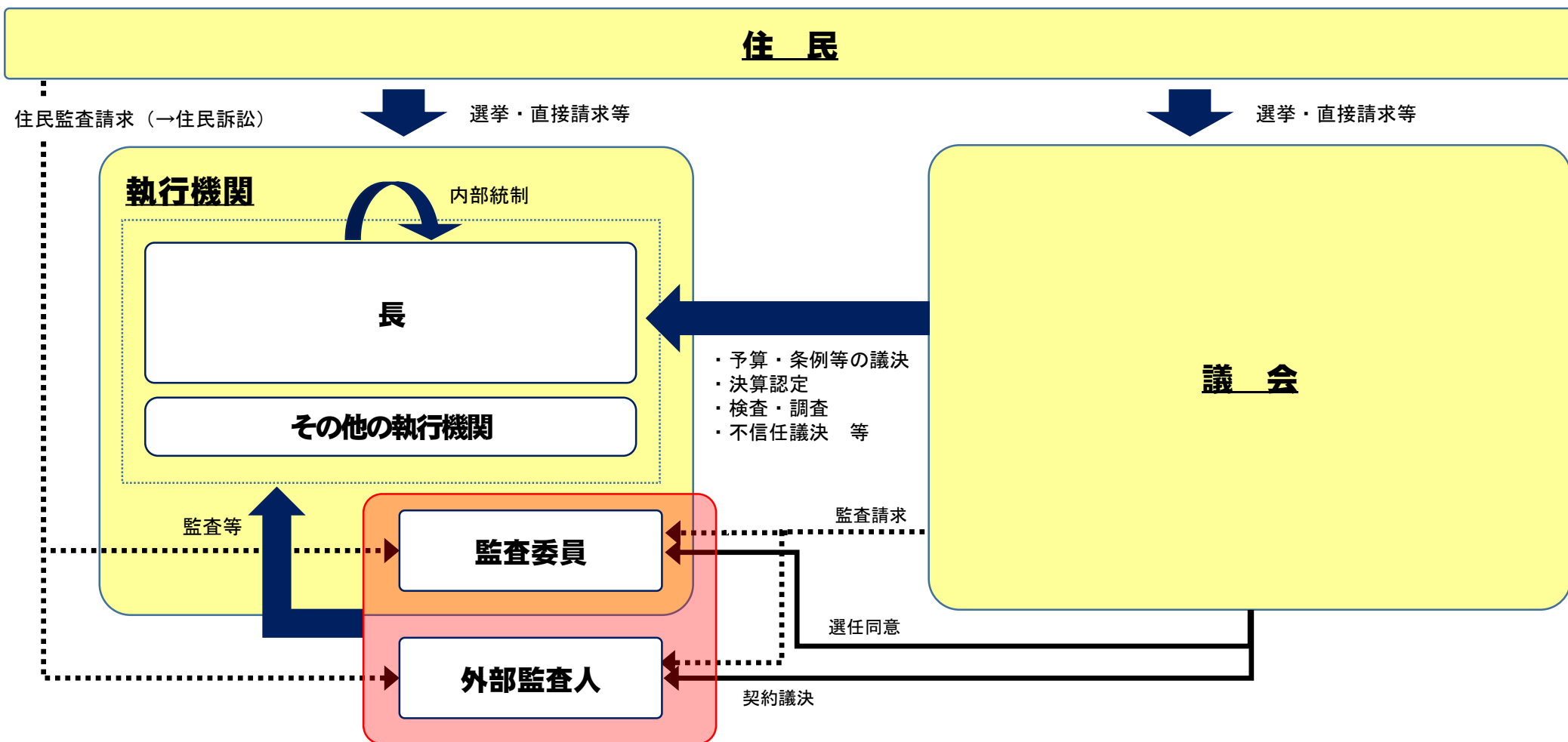
※1 前払式支払手段とは、資金決済法（平成21年法律第59号）第3条に規定する前払式支払手段を用いた決済をいい、いわゆるプリペイド型電子マネーが該当。

※2 いわゆるポストペイ型の電子マネー決済については、クレジットカード決済と同様に、イシュー及びアクワイアラーが割賦販売法（昭和36年法律第159号）の適用を受け、同法第30条に規定する包括信用購入あっせん業者又は同法第30条の17の2に規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録をすることとなり、クレジットカード決済と同様のスキームで決済。

※3 ポイントを利用する場合、決済の仕組みⅣでは⑦、決済の仕組みⅤでは⑨の利用額の請求時に利用ポイント分を引いて請求。

# 地方公共団体の財務行為に対するチェック体制

- 地方公共団体の事務の執行は住民の選挙により選出された長が担うものであり、これを同じく住民の選挙により選出された議員により構成される議会がチェックすることが基本。
- 長等の財務事務等の処理について適法性・適正性を確保するため、内部統制による自己的なチェックに加え、専門的な見地からチェック機能を果たす役割を監査委員・外部監査人が担う。



# 長が執行する財務行為に関する基本的な役割分担

地方公共団体の財務行為を執行する権限は長にあるが、法律の規定によってその一部の権限を会計管理者に委任することによって、財務行為の「決定権限」と「執行権限」を分離することにより、財務行為のプロセスにおいて相互監視機能を常に組み込ませているもの。

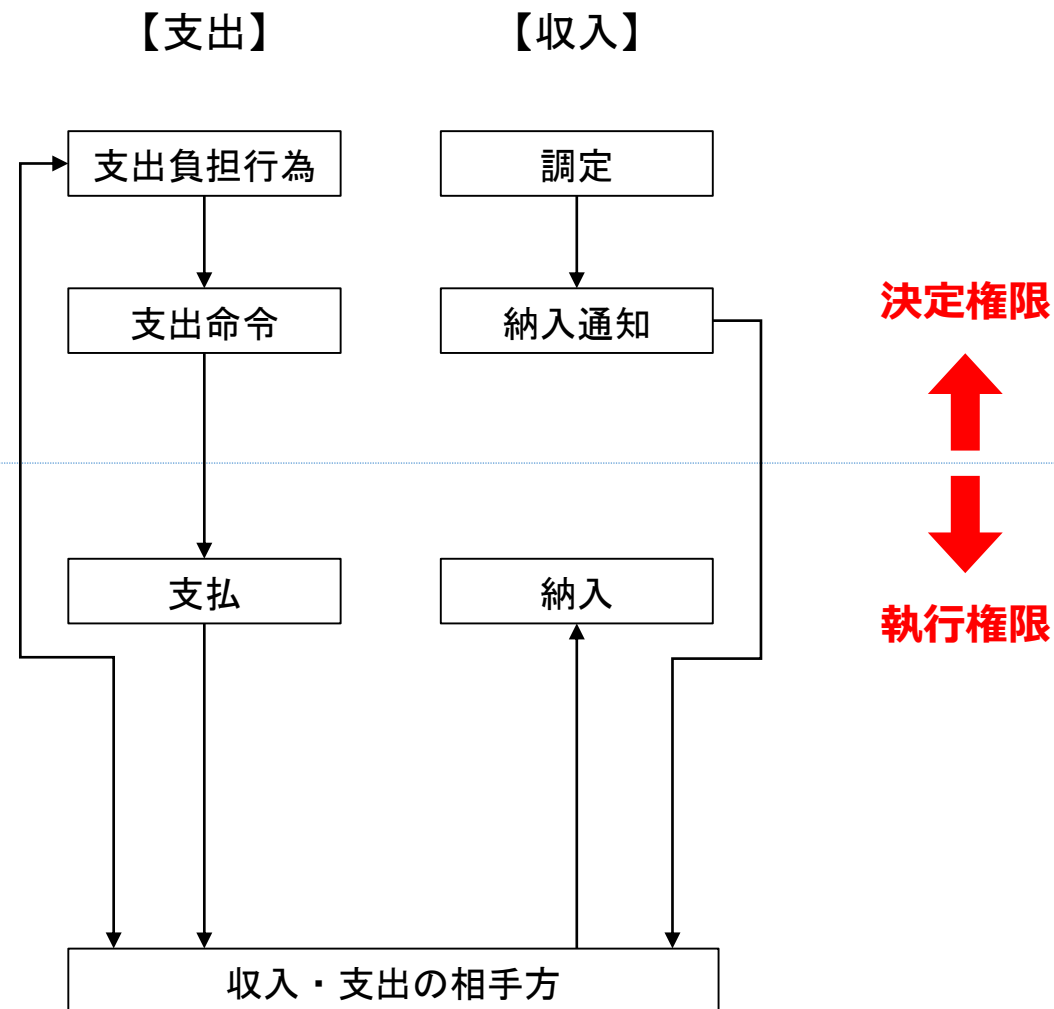
## 長の権限 (地方自治法§149二～七)

- 予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 地方税を賦課徴収し、分担金、使用料、加入金又は手数料を徴収し、及び過料を科すること。
- 決算を普通地方公共団体の議会の認定に付すること。
- 会計を監督すること。
- 財産を取得し、管理し、及び処分すること。
- 公の施設を設置し、管理し、及び廃止すること。

財務行為の権限のうち執行権限を委任

## 会計管理者の権限 (地方自治法§170①・②)

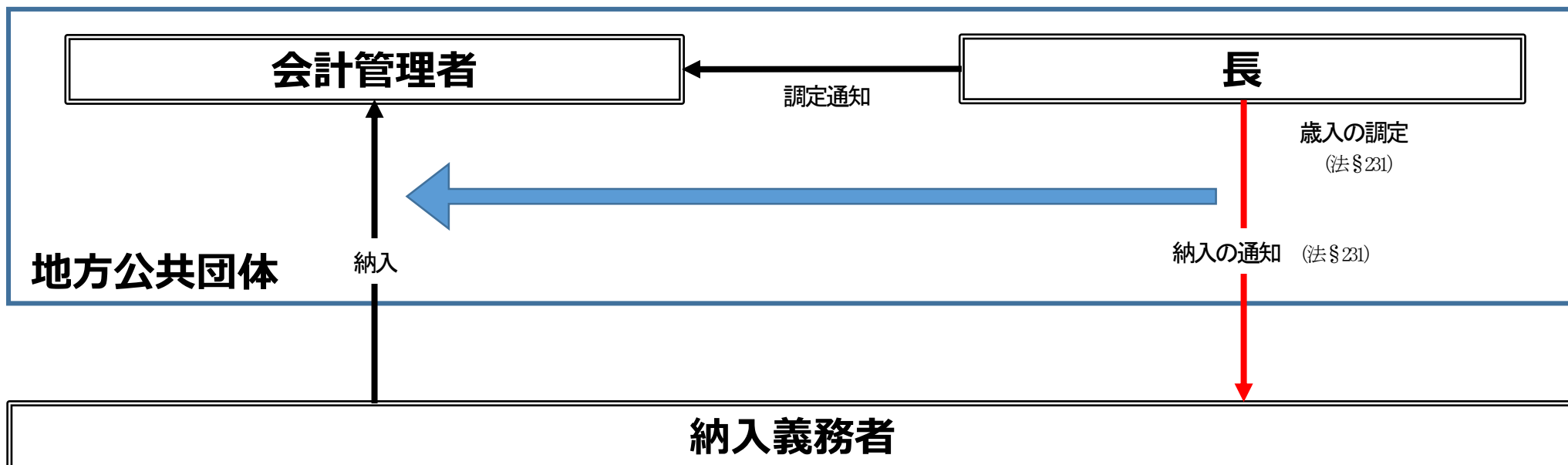
- 現金の出納及び保管を行うこと。
- 小切手を振り出すこと。
- 有価証券の出納及び保管を行うこと。
- 物品の出納及び保管を行うこと。
- 現金及び財産の記録管理を行うこと。
- 支出負担行為に関する確認を行うこと。
- 決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。



## 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置①【収入】

### 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- ・ 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- ・ 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、納入義務者に納入の通知。



### 【凡例】

法：地方自治法（昭和22年法律第67号）

令：地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

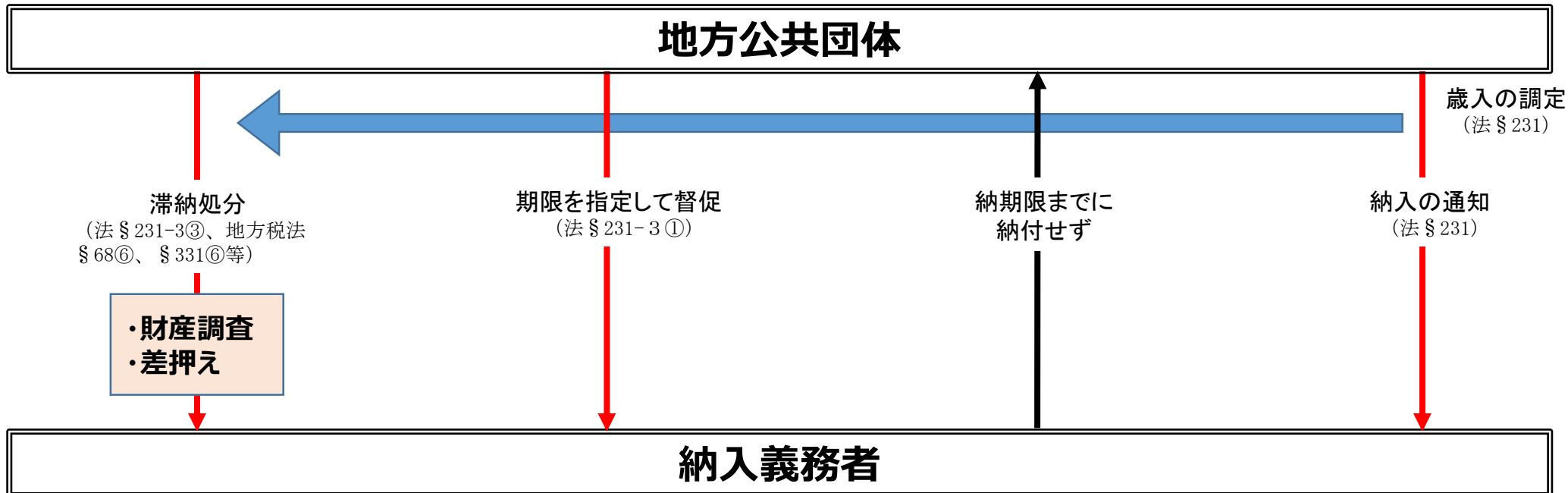
新法：地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）による改正後の地方自治法

新令：地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）による改正後の地方自治法施行令

# 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置②【滞納手続（税等の公法上の債権）】

## 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- ・ 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- ・ 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、納入義務者に納入の通知。
- ・ 納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促。督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金の徴収が可能。
- ・ 督促で指定された期限までに納付すべき金額（手数料及び延滞金を含む）を納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することが可能。

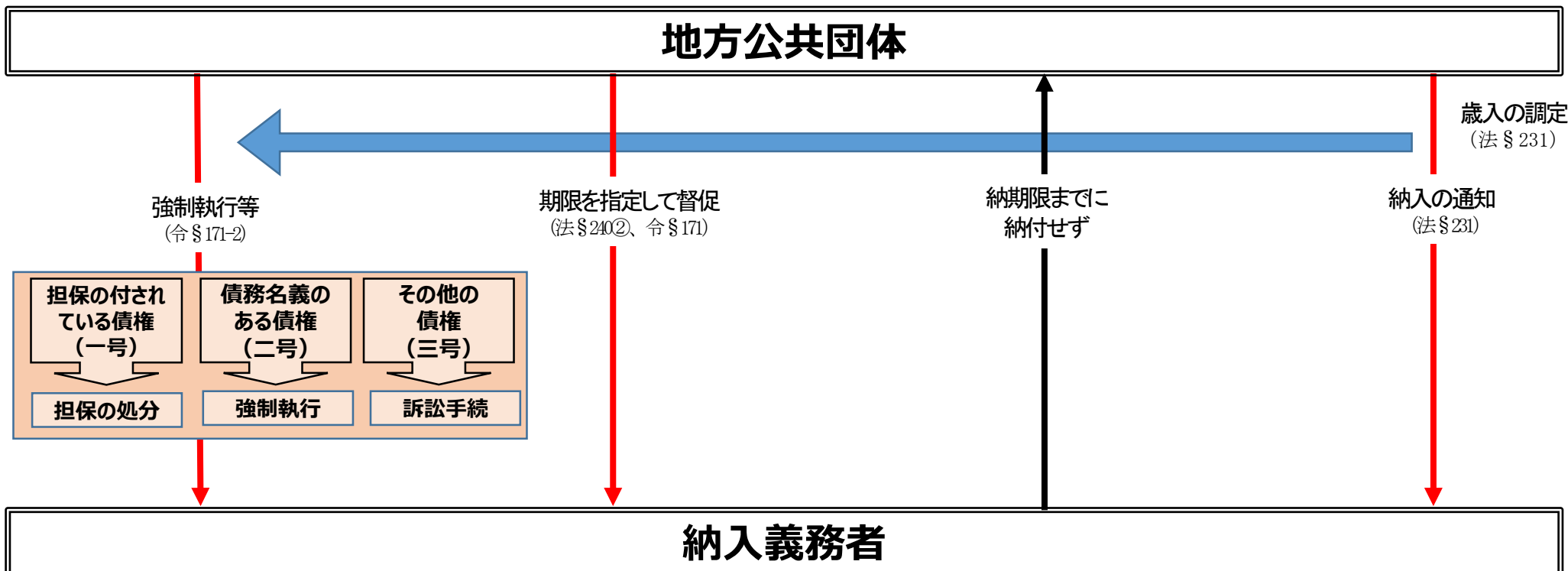




# 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置③【滞納手続（私法上の債権）】

## 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

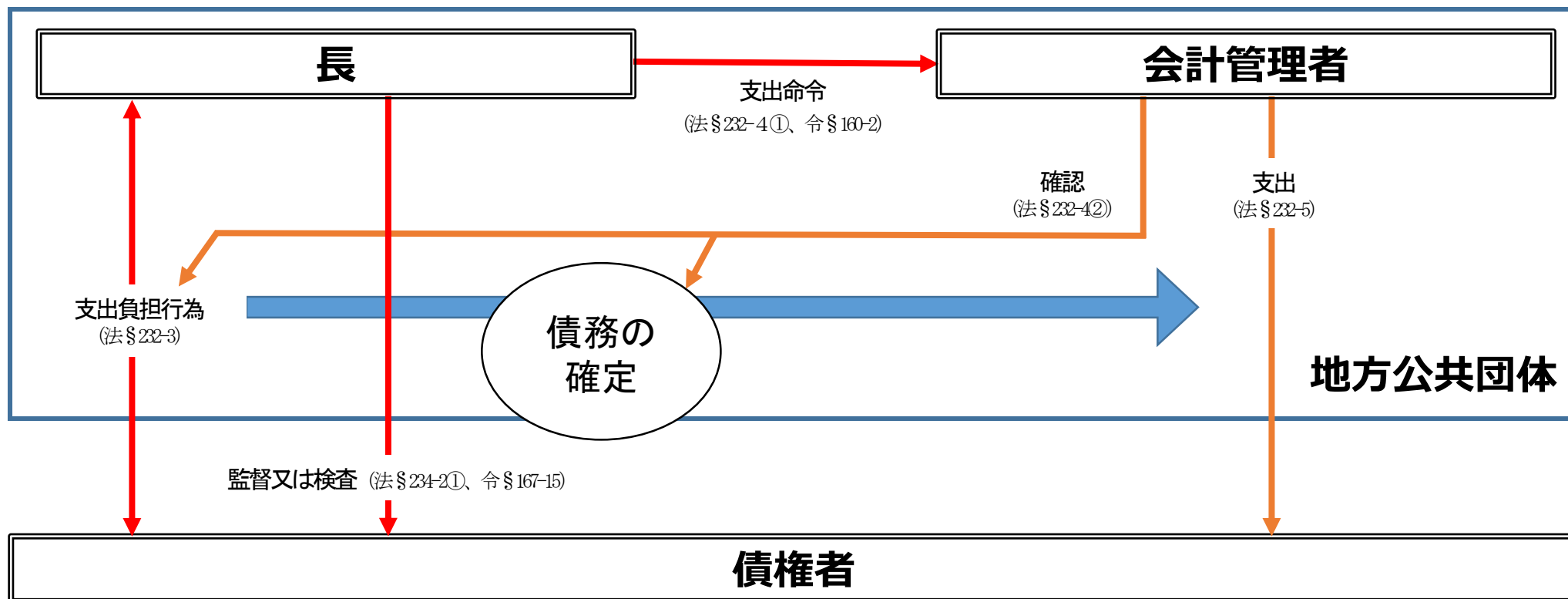
- ・ 歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査して調定。
- ・ 所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書により、納入義務者に納入の通知。
- ・ 履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促。
- ・ 督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、担保の処分等の措置。



## 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置④【支出】

### 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

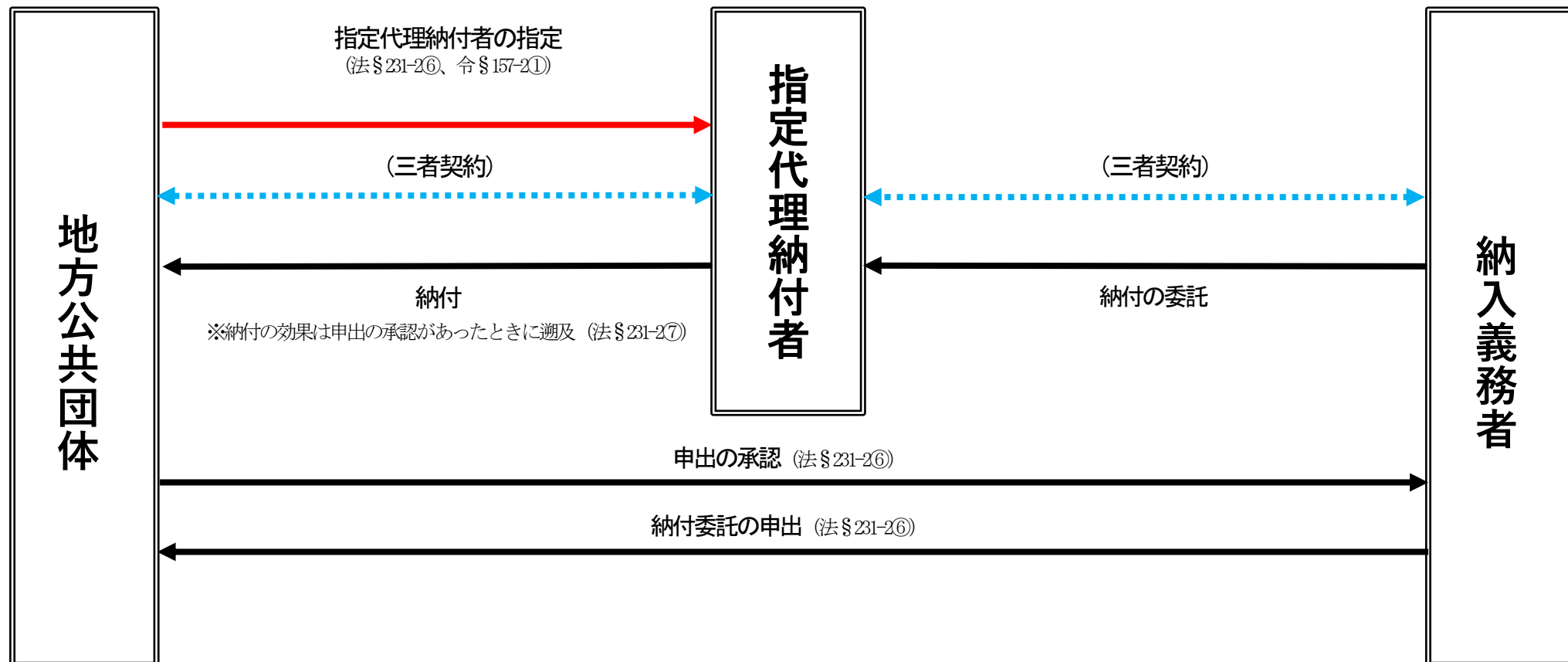
- ・ 契約その他の行為（支出負担行為）は法令又は予算の定めるところに従い行う。
- ・ 契約の履行の確保又は完了の確認のため、必要な監督又は検査。
- ・ 会計管理者は長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出不可。
- ・ 会計管理者は支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないことと、債務が確定していることを確認した上でなければ支出不可。



# 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置⑤【指定代理納付者制度による収納】

## 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

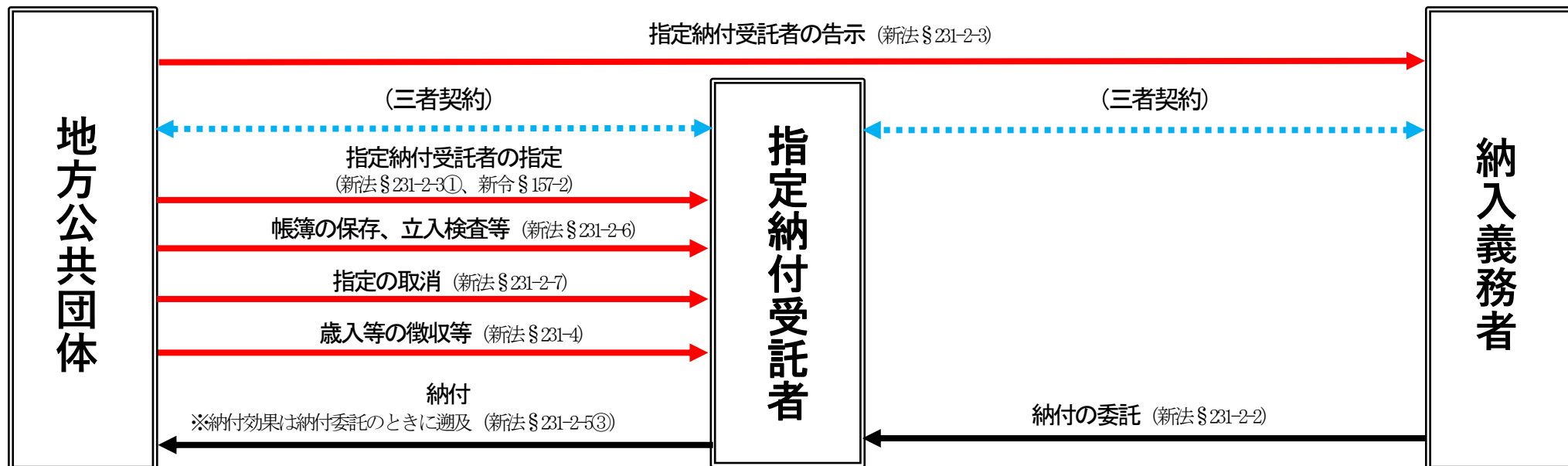
- 指定代理納付者は地方公共団体の長が指定することとなるが、次のいずれにも該当する者でなければならない。
  - ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
  - ② 人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有すること。



# 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置⑥【指定納付受託者制度による収納】

## 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- ・ 納付事務を遂行する者として指定した場合、指定納付受託者を告示。
- ・ 指定代理納付者は長が指定することとなるが、次のいずれにも該当する者でなければならない。
  - ① 納入義務者に代わって歳入を納付する事務を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。
  - ② 人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有すること。
- ・ 指定納付受託者は納付事務に関する事項を記載した帳簿の保存義務を負い、長は必要な限度で、指定納付受託者に対して報告をさせ又は立ち入り検査若しくは質問をすることが可能。
- ・ 指定納付受託者の適格性を欠いたときは、長はその指定を取り消すことが可能。
- ・ 指定納付受託者が、地方公共団体が指定した日までに歳入等を納付しないときは強制徴収をすることが可能。



## 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置⑦【私人委託】

### 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

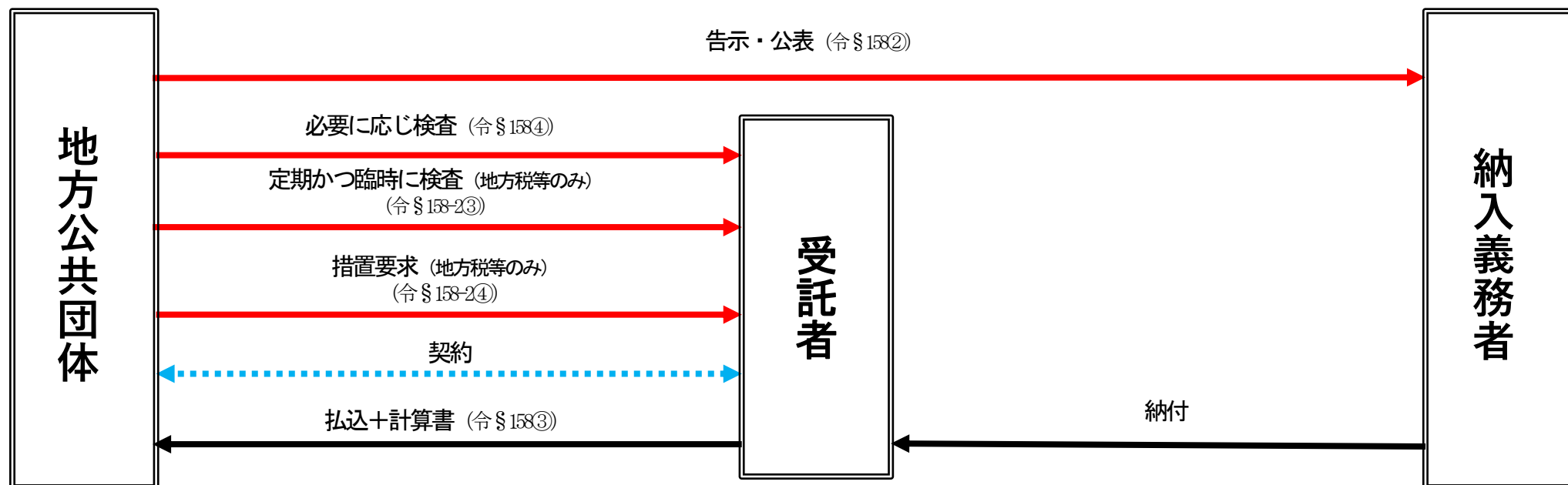
- 地方公共団体が収入の事務を委託していることを示すため、告示・公表。

＜使用料、手数料、賃借料、物品売払代金、寄附金、貸付金の元利償還金、これらの延滞金、遅延損害金＞

- 必要があると認めるときは、会計管理者は委託に係る歳入の徴収又は収納の事務について検査することが可能。

＜地方税、分担金、負担金、不動産売払代金、過料、損害賠償金、不当利得による返還金、これらの延滞金、遅延損害金＞

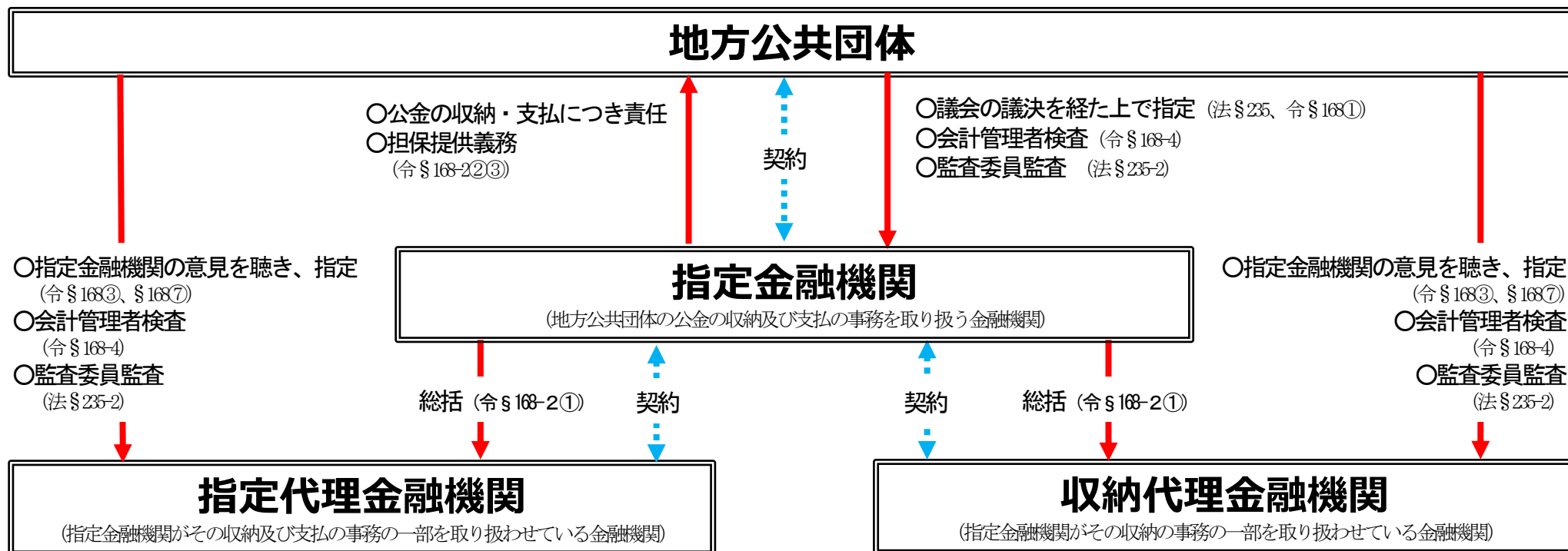
- その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託可能。
- 会計管理者が定期又は臨時に地方税の収納の事務の状況の検査義務。
- 検査をしたときは、その結果に基づき受託者に必要な措置を講ずべきことを求めることが可能。



# 現行の財務会計制度の適正性等を担保するための措置⑧【指定金融機関の公金の収納・支払】

## 【安全性水準・適正性を担保するための措置】

- ・ 公金取扱いの重要性等に鑑み、議会の議決を経て指定金融機関を指定。
- ・ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に対する会計管理者検査・監査委員監査により適正な取扱いがなされているかを確認。
- ・ 指定金融機関が、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を代表して地方公共団体とその公金の収納及び支払の事務を取り扱う契約を締結する権限を有し、一切の事務処理を総括することで、責任の所在を一本化。
- ・ 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務について、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の責任も併せて負うための担保の提供義務があり、事故があったときは民事上の損害賠償責任を負う。



# 指定金融機関制度の性格

- 地方公共団体に代わって金融機関に公金の出納及び保管を行わせる制度として、金庫制度が明治33年から府県について設けられたところ。金庫制度は、当該金融機関を地方公共団体の機関として位置付けて公金の出納及び保管を行わせることとしたもの。
- その後、地方公共団体の現金の受入れの方法を金庫である金融機関の預金とすること（公金の保管に関する事務を金庫としての金融機関の役割から廃止）等、国庫について先行して導入されていた預金制度としての要素も取り入れていき、昭和38年地方自治法改正において、全面的に預金制度であることを前提として地方公共団体の収納又は支払に関する事務を地方公共団体とは別の一人である金融機関に行わせることとした指定金融機関制度が導入されたところ。
- 国庫についての預金制度とは違い、地方公共団体の現金を指定金融機関の預金として預け入れること等を定める規定は指定金融機関制度においては存在しないが、指定金融機関に地方公共団体の預金口座があることを前提として、地方公共団体の収納・支払に関する制度が構築されている。

	預金制度（指定金融機関制度）	金庫制度
根拠	地方自治法 § 235、地方自治法施行令 § 168～ § 168-3	旧地方自治法施行令 § 164～ § 171
公金の受入れ形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該金融機関の預金として受入れ</li> <li>・ 公金に係る現金の所有権は当該金融機関に移転した上で、地方公共団体は公金に係る預金相当額の返還請求債権（預金債権）を有するもの</li> <li>・ 他の預金等との資金とともに当該金融機関において運用が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該金融機関の預金等の資金とは区分して保管</li> <li>・ 地方公共団体の支払に支障がない範囲において、保管に係る公金の一部の運用が可能、利子の支払の義務付け</li> </ul> <p>※昭和25年地方自治法施行令改正により、預金としての受入れへ改正</p>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の公金を預金として受け入れる一人としての位置付け</li> <li>・ 法律による委任により地方公共団体が行うべき公金の収納・支払事務を取り扱わせる一人としての位置付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体が決定した収納・支払を執行する地方公共団体の機関としての位置付け</li> </ul>
収納方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 納入通知書等に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として収納（具体的な手法）</li> <li>現金、証紙、口座振替、証券、証券の取立て及びその取立てた金銭による納付の委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体の収入の命令に基づき地方公共団体の機関として収納</li> </ul>
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計管理者が振り出す小切手又は会計管理者の通知に基づき地方公共団体の委任を受けた一人として支払（具体的な手法）</li> <li>小切手、現金、隔地払、口座振替、証券納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出納長等による命令に基づき地方公共団体の機関として支払</li> </ul>

## 国庫金に係る預金制度の特色

金庫制度においては、国庫金が金庫に保管されている間は、民間金融に供する一般銀行営業資金と隔離されるのに対し、預金制度においては、国庫金が預金として受け入れられた後においては、他の資金と一緒に経理され、国は現金に対する所有権を持つことなく、ただ、銀行に対し返還を請求し得る債権だけを持つ関係に立つ。また、金庫制度においては、国庫金の支払には支払命令書が用いられていたが、預金制度においては、国庫金の支払は政府預金の払出しであり、これは民間の小切手による銀行当座取引と全く同様に政府小切手を使用される（会計法第一五条、第四九条）。この預金制度の特色を金庫制度に対比すると次のとおりである。

- ① 金庫制度においては、国庫金は銀行の一般営業資金とは完全に分離して保管され、金融市場との流通が絶たれるが、預金制度においては、国庫金は日本銀行に対する政府の預金であり、銀行の営業資金と一体となることから金融市場との流通も可能となった。
- ② 金庫制度においては、政府は全国各地に散在する金庫に常に相当額の支払資金を置く必要があるため、資金効率ははなはだ損なわれた。しかし、預金制度においては、政府資金はすべて日本銀行本店に集中して、そこに預金を置けば足りるから、支払資金の節約と効率化を図ることができる。この関係は代理店引受銀行の場合にもっとも明瞭で、引受銀行は国庫金の取扱いによって自行の資金効率を高めることができる。
- ③ 金庫制度においては、国庫金の払出しには一般に流通性がない支払命令書によったが、預金制度においては、国庫金の払出しには政府小切手を使用される。この政府小切手は、小切手法の適用を受け、支払が確実であり、またその支払期間は一年の長期であり、完全な有価証券として、民間小切手とともに流通し、金融機関を利用して交換決済されることも多く、信用取引の発達を促すことになる。
- ④ 預金制度においては、国庫金は国の所有権から離れて、国が日本銀行に対して預金債権を持つに過ぎない。また、国庫金は、銀行の営業資金とともに一団として運営され、その間に区別がないため、国庫金取扱銀行の基礎が危うくなり、取付け等が生じた場合には、国庫金もまた損失を受けるおそれがある。しかし、金庫制度においては、こういう心配はない。したがって、預金制度の採用は、銀行制度が発達し、国内銀行網が充実すると同時に、その基礎が強固で信用が確実であることによってなし得るものである。このように、預金制度は金庫制度に比べるとはるかに進歩した制度である。しかし、わが国の現金預金制度には多分に金庫制度的な性格が残っている。すなわち、純粋な形態の預金制度においては、国庫金取扱銀行は、政府預金の受払計算を明らかにすれば十分であり、国庫金の整理事務については政府部内で行われているが、わが国の預金制度においては、日本銀行が政府預金の受払を明らかにする預金経理のほか、官庁別、国庫計算科目別等の整理から、出納計算書の作成に至るまでの国庫金の内部経理事務を行っており、国庫制度のなかで相当重要な機能を営んでいる。これは、日本銀行が金庫制度を通じて国庫事務を取り扱ってきた沿革的な事情に由来する面もあるが、官庁会計と日本銀行において取り扱った国庫金とを相互に対照することによる官庁会計の正確を保持する等の理由によるものということができよう。

出典：「会計法精解」（青木 孝徳 編）



# 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文①

## ◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

### （金融機関の指定）

**第二百三十五条** 都道府県は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、都道府県の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせなければならない。

**2** 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

### （現金出納の検査及び公金の収納等の監査）

**第二百三十五条の二** 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

**2** 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

**3** 監査委員は、第一項の規定による検査の結果に関する報告又は前項の規定による監査の結果に関する報告を普通地方公共団体の議会及び長に提出しなければならない。

## 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文②

### ◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

#### （指定金融機関等）

**第百六十八条** 都道府県は、地方自治法第二百三十五条第一項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該都道府県の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせなければならない。

2 市町村は、地方自治法第二百三十五条第二項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 第一項又は第二項の金融機関を指定金融機関と、第三項の金融機関を指定代理金融機関と、第四項の金融機関を収納代理金融機関と、前項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

7 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かななければならない。

8 普通地方公共団体の長は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関を定め、又は変更したときは、これを告示しなければならない。

#### （指定金融機関の責務）

**第百六十八条の二** 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

2 指定金融機関は、公金の収納又は支払の事務（指定代理金融機関及び収納代理金融機関において取り扱う事務を含む。）につき当該普通地方公共団体に対して責任を有する。

3 指定金融機関は、普通地方公共団体の長の定めるところにより担保を提供しなければならない。

## 金庫制度・指定金融機関制度 関係条文③

(指定金融機関等における公金の取扱い)

**第百六十八条の三** 指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関は、納税通知書、納入通知書その他の納入に関する書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づかなければ、公金の収納をすることができない。

**2** 指定金融機関及び指定代理金融機関は、会計管理者の振り出した小切手又は会計管理者の通知に基づかなければ、公金の支払をすることができない。

**3** 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該普通地方公共団体の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、指定代理金融機関及び収納代理金融機関にあつては、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を指定金融機関の当該普通地方公共団体の預金口座に振り替えなければならない。

**4** 収納事務取扱金融機関は、公金を収納したとき、又は公金の払込みを受けたときは、これを当該市町村の預金口座に受け入れなければならない。この場合において、収納事務取扱金融機関は、会計管理者の定めるところにより、当該受け入れた公金を会計管理者の定める収納事務取扱金融機関の当該市町村の預金口座に振り替えなければならない。

# 指定金融機関制度が預金制度であることを前提とした出納に関する規定

## ◇地方自治法（昭和22年法律第67号）

（支出の方法）

### 第二百三十二条の五（略）

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

（小切手の振出し及び公金振替書の交付）

第二百三十二条の六 第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体における支出は、政令の定めるところにより、現金の交付に代え、当該金融機関を支払人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を当該金融機関に交付してこれを行うものとする。ただし、小切手を振り出すべき場合において、債権者から申出があるときは、会計管理者は、自ら現金で小口の支払をし、又は当該金融機関をして現金で支払をさせることができる。

2 （略）

## ◇地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（口座振替の方法による歳入の納付）

第百五十五条 普通地方公共団体の歳入の納入義務者は、当該普通地方公共団体の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に預金口座を設けているときは、当該金融機関に請求して口座振替の方法により当該歳入を納付することができる。

# 国庫金に関する規定①

## ◇会計法（昭和22年法律第35号）

**第三十三条** 各省各庁の長は、債権の担保として徴するもののほか、法律又は政令の規定によるのでなければ、公有若しくは私有の現金又は有価証券を保管することができない。

**第三十四条** 日本銀行は、政令の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

② 前項の規定により日本銀行において受け入れた国庫金は、政令の定めるところにより、国の預金とする。

**第三十五条** 国は、その所有又は保管に係る有価証券の取扱及びその保管に係る現金の利子の支払を日本銀行に命ずることができる。

**第三十六条** 日本銀行は、その取り扱った国庫金の出納、国債の発行による収入金の収支、第十九条又は第二十一条の規定により交付を受けた資金の収支及び前条の規定により取り扱った有価証券の受払に関して、会計検査院の検査を受けなければならない。

**第三十七条** 日本銀行が、国のために取り扱う現金又は有価証券の出納保管に関し、国に損害を与えた場合の日本銀行の賠償責任については、民法及び商法の適用があるものとする。

## 国庫金に関する規定②

### ◇予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）

#### （保管に係る現金の日本銀行への払込）

**第百三条** 各省各庁の長の保管に係る現金は、これを日本銀行に払い込まなければならない。但し、数日内に払渡をする必要がある場合その他特別の事由がある場合には、この限りでない。

#### （国の所有又は保管に係る有価証券の取扱）

**第百四条** 国の所有に係る有価証券又は各省各庁の長の保管に係る有価証券は、財務大臣の定めるところにより、日本銀行をしてその取扱をなさしめる。

#### （保管に係る現金又は有価証券等の取扱手続）

**第百五条** 各省各庁の長の保管に係る現金若しくは有価証券又は国の所有に係る有価証券の取扱手続に関しては、法律又は政令に特別の規定がある場合の外は、財務大臣がこれを定める。

#### （日本銀行における国庫金の出納事務の取扱）

**第百六条** 日本銀行は、この勅令の規定による外、財務大臣の定めるところにより、国庫金出納の事務を取り扱わなければならない。

② 日本銀行で受け入れた国庫金は、国の預金とし、その種別及び受払に関する事項は、財務大臣がこれを定める。

#### （国の預金の利子）

**第百七条** 日本銀行は、国の預金については、財務大臣の特に定めるものに限り、その定めるところにより相当の利子を附さなければならない。

#### （国庫金出納報告書の提出）

**第百八条** 日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国庫金の出納報告書を財務大臣に提出しなければならない。

## 国庫金に関する規定③

### (国庫金出納計算書の作製及び送付)

**第百九条** 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国庫金の出納計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

- ② 日本銀行は、財務大臣の定めるところにより、国債の発行による収入金及び国債元利払資金の収支を整理し、これを前項の計算書に掲記しなければならない。
- ③ 財務大臣は、第一項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

### (有価証券受払計算書の作製及び送付)

**第百十条** 日本銀行は、会計検査院の検査を受けるため、国の所有又は保管に係る有価証券受払計算書を作製し、証拠書類その他必要な書類を添え、これを財務大臣に送付しなければならない。

- ② 財務大臣は、前項の計算書を調査し、同項の書類とともに、これを会計検査院に送付しなければならない。

# 全国銀行データ通信システムについて

## わが国の経済取引の基盤



全国銀行データ通信システム（全銀システム）は、全国の金融機関をネットワークで相互に接続し、振込取引等に伴う為替通知をコンピュータと通信回線を利用してオンライン処理するとともに、取引に伴い発生する金融機関間の資金の貸借を日々決済しています。全銀システムは、1973年4月にスタートし、現在では日本の預金取扱金融機関のほとんどすべてを網羅して（第1表）、1日平均約650万件、12兆円余の振込取引等に伴う為替通知を処理しており、日本の経済取引の基盤（インフラ）として重要な役割を果たしています（第2表）。

なお、2018年10月から、平日日中の為替取引に対応する「コアタイムシステム」に加え、平日夜間・

土日祝日の振込に対応する「モアタイムシステム」が稼働し、全銀システムの24時間365日化が実現しました。

2019年11月に稼働した第7次全銀システムにおいては、第6次全銀システムの機能・構成（モアタイムシステム含む）を継承しつつ、安全性・信頼性向上の観点から、収容能力・処理能力の増強、サイバーセキュリティ対策の強化や電力消費量の削減などを図っています（14頁参照）。

このほか、企業間の振込電文に様々なEDI情報（支払通知番号・請求書番号など）を添付可能とする「全銀EDIシステム」（愛称：ZEDI）を、2018年12月に構築・稼働しました。

■日本の金融機関相互間の決済システム（第2表）

	稼働時期	取扱対象	加盟金融機関数 (2018年12月31日現在)	2018年中取扱高	
				件数(百万件)	金額(兆円)
全国銀行データ通信システム (全銀システム)	1973年(昭和48年)4月		1,274	1,614	2,881
(共同システム) 全国信用金庫データ通信システム 全国信用組合データ通信システム 全国労働金庫データ通信システム 系統為替オンラインシステム	1976年(昭和51年)10月 1982年(昭和57年)11月 1984年(昭和59年)1月 1984年(昭和59年)2月	振込・送金・ 代金立等の 内国為替取引	262 145 14 713	(注1) 19 0.3 2.6 10	(注1) 11 0.3 1.6 20
手形交換 (全国107か所の手形交換所により実施)	1879年(明治12年)12月 大阪手形交換所設立 1887年(明治20年)12月 東京手形交換所設立	手形・小切手、 銀行間領収証等	(東京) 303	(全国) 51 (東京) 16	(全国) 261 (東京) 124
外国為替円決済制度 (日銀ネットを利用)	1989年(平成元年)3月	外為関係円資金	201	7	4,226
(日本銀行) 金融ネットワークシステム (日本銀行) 当座預金決済のRTGS	1988年(昭和63年)10月 2001年(平成13年)1月	日銀当座預金振替 外為円決済 国債振替決済等	502	16	35,998
CD・ATMネットワーク (統合ATMスイッチングサービス)	MICSの取扱開始は1990年 (平成2年)2月  ※各業態内のオンライン提携 は1980年(昭和55年) 頃から順次開始  統合ATMスイッチングサービス の取扱開始は2004年 (平成16年)1月	預金引出・ 残高照会・ 口座確認	MICS(全国キャッシュサービス) BANCS(都市銀行) ACS(地方銀行) SOCs(信託銀行) LONGS(長信銀、商工中金) SCS(第二地銀協加盟行) しんきんネットキャッシュサー ビス(信用金庫) SANCS(信用組合) ROCS(労働金庫) 全国農協貯金ネットサービス	(注2) 757	(注2) 11

(注) 1. 各業態内における取扱件数・金額であり、全銀システムの取扱件数・金額には含まれていない。  
2. 各業態内および業態間取引の合計。

(出所) 全国銀行協会「決済統計年報」他

■全国銀行内国為替制度の歩み（第1表）

1943 (昭和18年)	1958 (昭和33年)	1968 (昭和43年)	1973 (昭和48年)	1979 (昭和54年)	1982 (昭和57年)	1984 (昭和59年)	1987 (昭和62年)	1993 (平成5年)	1994 (平成6年)	1995 (平成7年)	2001 (平成13年)	2003 (平成15年)	2009 (平成21年)	2010 (平成22年)	2011 (平成23年)	2018 (平成30年)	2019 (令和元年)	
8月 日本銀行において 内国為替集中決済 制度を実施	6月 為替決済制度を改 正し、為替内訳書 の交換等の処理を するため、各地の 銀行協会に為替交 換室(27か所)を 開設	7月 全国地方銀行データ通信システム稼働	4月 全国銀行内国為替制度発足 全国銀行データ通信システム稼働 (全国銀行および商工中金の88行 約7400店舗が参加)	2月 第2次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は708行 約18000店舗に拡大)	4月 在日外国銀行が初めて加盟	8月 信用組合・労働金庫・農業協同組合等が加盟 (加盟金融機関数は5479行 約40000店舗に拡大)	11月 第3次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は304行 約42000店舗に拡大)	3月 資金決済の同日決済化	1月 仕向超過額管理制度の改定 (1990年7月から5仕向超過額管理制度実施)	11月 第4次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は5262行 約44800店舗に拡大)	1月 証券会社の信託銀行子会社等が加盟	11月 第5次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は1679行 約37250店舗に拡大)	1月 ゆうちょ銀行が加盟	4月 資金決済に関する法律の施行	10月 一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークに 運営を移管	11月 第6次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は1371行 約32500店舗に拡大)	10月 モアタイムシステム稼働 (全銀システムの24時間365日稼働が実現) (稼働当初の参加金融機関数は504行)	11月 第7次全銀システム稼働 (加盟金融機関数は321行) (稼働当初の参加金融機関数は321行)



東京為替交換室風景（1973年4月18日撮影）



第7次全銀システム開通式  
(2019年11月5日)